

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月
森ノ宮医療大学

1

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	11
基準 1. 使命・目的等	11
基準 2. 学生	22
基準 3. 教育課程	37
基準 4. 教員・職員	43
基準 5. 経営・管理と財務	55
基準 6. 内部質保証	66
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	70
基準 A. 特色のある医療人養成教育	70
基準 B. 地域連携	72
.	
.	
V. 特記事項	80
VI. 法令等の遵守状況一覧	81
VII. エビデンス集一覧	94

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

森ノ宮医療大学（以下「本学」という。）の設置者は、学校法人森ノ宮医療学園（以下「本学園」という。）である。

本学園は、本学に加え森ノ宮医療学園専門学校（以下「専門学校」という。）を設置している。

1. 建学の精神・大学の基本理念

本学を設置する本学園は、昭和 48(1973)年その母体となる大阪鍼灸専門学校（現森ノ宮医療学園専門学校）を開校した。当時、建学の精神を、「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた鍼灸師を育成する 東西医学の融合をはかり、よりよい医療を目指し地域医療に貢献する 鍼灸医学の学問的解明を行い東洋医学の発展に貢献する」としていたが、その後平成 12(2000)年に、学校法人森ノ宮医療学園となった後、「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人を育成する」と表現を変えた。

平成 14(2002)年、本学園が創立 30 周年のとき、学園の精神である「生命（いのち）への愛と畏敬」を示した後、それらの精神を引き継いで、平成 19(2007)年、本学が開学した。その後、平成 24(2012)年に本学園が創立 40 周年を迎えたのを機に、基本理念を「人によりそい幸福（しあわせ）を希う学園」とした。

本学園は現在、看護学部、総合リハビリテーション学部、医療技術学部の 3 学部 8 学科、大学院保健医療学研究科に保健医療学専攻（修士課程）、医療科学専攻（博士課程）と看護学専攻（博士前期課程・博士後期課程）の 3 専攻、助産学専攻科を擁する本学と、医療専門課程 2 学科を擁する専門学校等を設置し、多種多様な医療人等の育成を目指しながら、これらの建学の精神、学園の精神、基本理念を共有し、教育を行っている。

2. 使命・目的

本学は学則の第 1 条でその使命・目的を「豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療の実践に求められる幅広い知識・高度な専門技術・コミュニケーション能力を有する専門職医療人を育成する。疾病の予防と治療や健康の維持と増進に有用な科学的根拠を示し、現代医学と伝統医学の双方を尊重した特色ある教育研究活動によって医学と医療の発展に寄与し、広く社会に貢献する。これをもって、専門職業人養成と社会貢献の機能を果たす。」と定めている。

また、育成する人材については、学則第 4 条の 2 において「大学の目的に則り、生命の尊厳を認識し、個々の人格を尊重できる寛容性と社会的倫理観を備え、科学的根拠に基づく問題解決能力を有し、患者本位の医療を選択、実践し得る指導的人材の育成」としている。

これは、ひとつは生命の尊厳を認識し、個々の人格を尊重できる寛容性と社会的倫理観を備えること、もうひとつは、科学的根拠に基づく問題解決能力を有し、患者本位の医療を選択し、実践しうる指導的人材が輩出することを目標としている。

つまり本学は、疾病の予防と治療や健康の維持と増進に有用な科学的根拠を示し、特色ある教育研究活動によって専門職業人を養成し、医学と医療の発展に寄与し、広く社会に貢献したいと願っている。

本学大学院は、その使命・目的として、学則の第1条に、「森ノ宮医療学園建学の精神に基づき、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、臨床の実践に求められる幅広い知識と高度な専門技術を有する専門職医療人を育成することにより、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とする。」と定めている。

助産学専攻科は、助産学専攻科規程第2条において、その使命と目的を、「産科医療の高度化ならびに助産実践の多様性に対応し、女性と母子およびその家族のニーズに応えることができ、科学的根拠に基づく高度な助産診断能力および助産技術をもつ人材の育成、ならびに生命の尊厳と人間愛の精神を培い、助産師としての社会的使命と責務を認識し、安全で質の高い助産ケアを提供できる助産師の育成を目的とする。」としている。

3. 大学の個性・特色

平成24年(2012年)、創立40周年を迎えたことを機に、学園のさらなる発展をめざした中期経営計画の検討に取り組み、平成26年度(2014年度)に策定した「森ノ宮医療学園第一期中期経営計画」に続いて、令和元年度(2019年度)に「森ノ宮医療学園第二期中期経営計画」を策定し、「関西圏トップ」の医療系総合大学を目指した。合わせて、令和5年度(2023年度)には、令和6年度(2024年度)からの「森ノ宮医療学園第三期中期計画」の検討・策定を行った。

また、本学園の「建学の精神」「学園の精神」「基本理念」等に基づいて、本学と専門学校の各部門が「ミッション」「ビジョン」を設定しており、その達成に向けて年度ごとの事業計画を推進することになっている。これらの実現のために、学園全体で共有する「行動指針」を作成し、平成25(2013)年4月には、「建学の精神」「学園の精神」「基本理念」「ミッション」「行動指針」を記載した「クレド(Credo)」(ラテン語で経営理念を表す言葉)を全教職員に配布し、学内に掲示している。

「クレド(Credo)」の記載内容は以下の通りである。

「建学の精神」

－「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人を育成する」

「学園の精神」

－「生命(いのち)への愛と畏敬」

「基本理念」

－「人によりそい幸福(しあわせ)を希う学園」

「ミッション」

－(森ノ宮医療大学)

「私たちは、豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療の実践に求められる幅広い知

識・高度な専門技術・コミュニケーション能力を有する専門職医療人を育てます」

－（森ノ宮医療学園専門学校）

「私たちは、伝統医学を継承し技を極め、心ある臨床家を育てます」

－（森ノ宮医療学園ランゲージスクール）

「私たちは、幅広い知識と専門技術を有し、社会人として必要なコミュニケーション能力や自律の精神を備えた介護福祉士を育てます」

「行動指針」

1. 私たちは、広い視野を持ち行動します。
2. 私たちは、興味関心を持ち続けます。
3. 私たちは、明確な目標を持って行動します。
4. 私たちは、積極的にチャレンジします。
5. 私たちは、選択の重要性を認識し、プロセスを大事にします。
6. 私たちは、自律と責任を重んじます。
7. 私たちは、小さなひらめきを大切にし、改善します。
8. 私たちは、自己研鑽に励みます。
9. 私たちは、謙虚で素直な心を持ちます。
10. 私たちは、互いを認め合い、協力する精神を養います。
11. 私たちは、感謝の心を大切にします。
12. 私たちは、当たり前とは何かを考え、行動します。

この「行動指針」の策定については、本学園教職員でプロジェクトチームを作り素案を作成した。現在は新任研修、SD(Staff Development)研修等にこの「クレド(Credo)」を活用し、「建学の精神」「学園の精神」「基本理念」「ミッション」「行動指針」の意義、考え方について理解の共有を図っている。

また、本学では、ブランド力の強化、社会的な認知度の向上を目的に、本学のロゴマークにタグライン(※)を組み合わせ、本学の理念や特徴、“想い”を社会に発信することで、在学生・卒業生の愛校精神の育成、教職員のモチベーションの向上につなげている。

想いのすべてを、医療の力に。



森ノ宮医療大学

ロゴマークは「いのち（生命原理）」や「はじまり」「対立物が統一された完全状態」を意味する“たまご”をモチーフとしている。中心のMは、「Morinomiya（森ノ宮）」「Medical

森ノ宮医療大学

care (医療)」「Medicine (医学)」「Mind (精神)」を象徴し、青色の波を象っている部分は本学のキャンパスが位置するバイエリア「海」を表現している。

また、「想いのすべてを、医療の力に。」というタグラインには、医療者をめざす学生の熱い気持ちとそれに応える教職員の意志が込められている。

※タグライン(tag line)とは、世の中に対してその企業やブランドが持つ感情面と機能面のベネフィット（優れた点）をわかりやすく伝えるための表現の一方法とされている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 48 年 (1973 年)	4 月	大阪鍼灸専門学校開校
昭和 52 年 (1977 年)	4 月	学校法人森ノ宮学園となり、あわせて専修学校医療専門課程認可
昭和 57 年 (1982 年)	4 月	学校法人森ノ宮学園附属診療所、附属鍼灸施術所開設
昭和 63 年 (1988 年)	11 月	中国・大連市中医医院と学術研究提携を結ぶ
平成 4 年 (1992 年)	7 月	中国・南京中医薬大学と学術研究提携を結ぶ
平成 7 年 (1995 年)	3 月	文部大臣より専門士（医療専門課程）の称号を付与
平成 8 年 (1996 年)	6 月	中国・江蘇省江陰市中医医院と交流開始
平成 12 年 (2000 年)	4 月	法人名を学校法人森ノ宮医療学園、学校名を森ノ宮医療学園専門学校と改称
平成 12 年 (2000 年)	4 月	森ノ宮医療学園専門学校柔道整復学科開設
平成 13 年 (2001 年)	1 月	本校舎増改築工事完成・はりきゅうミュージアム開設
平成 14 年 (2002 年)	4 月	緑橋校舎開設
平成 15 年 (2003 年)	7 月	アネックス校舎完成
平成 16 年 (2004 年)	3 月	中国・江蘇省江陰市中医医院と学術・教育協定締結
平成 18 年 (2006 年)	11 月	森ノ宮医療大学設置認可
平成 19 年 (2007 年)	2 月	森ノ宮医療大学 東棟 (East Port) 校舎完成
平成 19 年 (2007 年)	4 月	森ノ宮医療大学開学
平成 19 年 (2007 年)	4 月	森ノ宮医療大学保健医療学部理学療法学科、鍼灸学科開設
平成 19 年 (2007 年)	4 月	森ノ宮医療大学附属鍼灸施術所 コスモス治療院開院
平成 20 年 (2008 年)	11 月	森ノ宮医療大学コスモキャンパス第 2 校地取得
平成 22 年 (2010 年)	1 月	学校法人森ノ宮医療学園附属診療所、附属鍼灸施術所を緑橋校舎に移転し、学校法人森ノ宮医療学園附属みどりの風クリニック、みどりの風鍼灸院に改称
平成 22 年 (2010 年)	3 月	森ノ宮医療学園アネックス校舎完成
平成 22 年 (2010 年)	4 月	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立急性期・総合医療センター（現：大阪急性期・総合医療センター）と相互連携協定を締結
平成 22 年 (2010 年)	6 月	森ノ宮医療大学 食堂棟 (Medi CAFÉ) 完成
平成 23 年 (2011 年)	3 月	森ノ宮医療大学 西棟 (West Port) 校舎完成
平成 23 年 (2011 年)	4 月	森ノ宮医療大学保健医療学部看護学科開設
平成 23 年 (2011 年)	4 月	森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻（修士課程）開設
平成 23 年 (2011 年)	7 月	医療法人協和会千里中央病院と相互連携協定を締結
平成 23 年 (2011 年)	12 月	医療法人錦秀会と相互連携協定を締結
平成 24 年 (2012 年)	3 月	森ノ宮医療大学売店 (Green Shop) 開設 (株式会社三省堂書店)
平成 24 年 (2012 年)	4 月	森ノ宮医療大学保健医療学部鍼灸学科に鍼灸コース・スポーツ特修コース・教職課程開設
平成 25 年 (2013 年)	5 月	公益財団法人田附興風会医学研究所北野病院と相互連携協定を締結
平成 26 年 (2014 年)	1 月	大阪市住之江区と包括連携協定を締結
平成 26 年 (2014 年)	1 月	医療法人協和会と相互連携協定を締結
平成 26 年 (2014 年)	2 月	中国・浙江省人民医院と学術交流に関する協定を締結
平成 26 年 (2014 年)	6 月	高槻市教育委員会と連携協定を締結
平成 26 年 (2014 年)	11 月	特定医療法人（現：社会医療法人）有隣会東大阪病院と森ノ宮医療大学保健医療

森ノ宮医療大学

		学部の相互連携協定を締結
平成 26 年 (2014 年)	11 月	吹田市教育委員会と連携協定を締結 (学校法人森ノ宮医療学園との連携協定)
平成 27 年 (2015 年)	2 月	相愛大学と包括連携協定を締結
平成 27 年 (2015 年)	3 月	社会医療法人景岳会南大阪病院と相互連携協定を締結
平成 27 年 (2015 年)	4 月	大阪市教育委員会と学生の実習に関する協定を締結
平成 27 年 (2015 年)	7 月	守口市教育委員会と連携協定を締結
平成 28 年 (2016 年)	1 月	社会福祉法人帝塚山福祉会と相互連携協定を締結
平成 28 年 (2016 年)	4 月	森ノ宮医療大学保健医療学部臨床検査学科、作業療法学科開設
平成 28 年 (2016 年)	4 月	森ノ宮医療大学助産学専攻科開設
平成 28 年 (2016 年)	4 月	森ノ宮医療大学 南棟 (Canal Port) 校舎完成
平成 28 年 (2016 年)	4 月	南棟 (Canal Port) に体育館 (MTC: メディカル・トレーニング・センター) 完成、 図書館 (Medical Ei) 移設
平成 28 年 (2016 年)	6 月	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センター (現: 大阪国際がん センター) と相互連携協定を締結
平成 28 年 (2016 年)	8 月	学校法人常翔学園と SD における大学間連携に関する協定を締結 (学校法人森ノ 宮医療学園との連携協定)
平成 28 年 (2016 年)	11 月	森ノ宮医療大学創立 10 周年記念式典を挙行
平成 28 年 (2016 年)	12 月	森ノ宮医療大学西側校地取得
平成 29 年 (2017 年)	2 月	社会医療法人純幸会関西メディカル病院と相互連携協定を締結
平成 29 年 (2017 年)	3 月	マキュワン大学 (カナダ) と相互連携協定を締結
平成 29 年 (2017 年)	4 月	森ノ宮医療大学保健医療学部看護学科養護教諭養成課程開設
平成 29 年 (2017 年)	8 月	学校法人武井育英会と包括連携協定を締結 (学校法人森ノ宮医療学園との連携協 定)
平成 29 年 (2017 年)	10 月	株式会社かなえるリンク (現: 株式会社リニエ L) と森ノ宮医療大学保健医療学 部の相互連携協定を締結
平成 29 年 (2017 年)	11 月	学校法人森ノ宮医療学園附属治療院 京都施術所 (ERP 下鴨治療院) 開院
平成 29 年 (2017 年)	12 月	森ノ宮医療大学 複合型スポーツ施設 (グリーンスクエア) 完成
平成 30 年 (2018 年)	1 月	放送大学と単位互換協定を締結
平成 30 年 (2018 年)	1 月	公益財団法人日本生命済生会付属日生病院 (現: 日本生命病院) と相互連携協定 を締結
平成 30 年 (2018 年)	3 月	カーティン大学 (オーストラリア) と連携協定を締結
平成 30 年 (2018 年)	4 月	森ノ宮医療大学保健医療学部臨床工学科開設
平成 30 年 (2018 年)	4 月	森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科 医療科学専攻 (博士後期課程) 開設
平成 30 年 (2018 年)	4 月	ミズノ株式会社と相互連携協定を締結 (学校法人森ノ宮医療学園との連携協定)
平成 30 年 (2018 年)	7 月	三育大学 (韓国) と連携協定を締結
平成 30 年 (2018 年)	11 月	近畿大学医学部附属病院 (現: 近畿大学病院) と相互連携協定を締結
平成 30 年 (2018 年)	12 月	公益財団法人大阪国際がん治療財団大阪重粒子線センターと相互連携協定を締結
平成 31 年 (2019 年)	4 月	森ノ宮医療学園ランゲージスクール開校
令和 2 年 (2020 年)	1 月	森ノ宮医療大学 桜棟 (Sakura Port) 校舎完成
令和 2 年 (2020 年)	4 月	森ノ宮医療大学保健医療学部診療放射線学科開設
令和 2 年 (2020 年)	4 月	森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科 看護学専攻 (修士課程) 開設

森ノ宮医療大学

令和2年(2020年)	4月	森ノ宮医療大学保健医療学部臨床検査学科 細胞検査士課程開設
令和2年(2020年)	9月	社会医療法人愛仁会と相互連携協定を締結
令和2年(2020年)	10月	独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)大阪みなと中央病院と相互連携協定を締結
令和2年(2020年)	11月	イカリソース株式会社と連携協定を締結(学校法人森ノ宮医療学園との連携協定)
令和2年(2020年)	12月	独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)大阪病院と相互連携協定を締結
令和3年(2021年)	2月	チュニス・エルマナール大学、チュニス・エルマナール大学附属チュニス医療技術高等学院(チュニジア)と連携協定を締結
令和3年(2021年)	4月	学校名を森ノ宮医療学園ウェルランゲージスクールに改称
令和3年(2021年)	4月	学校法人森ノ宮医療学園ウェルランゲージスクール介護福祉学科開設
令和3年(2021年)	6月	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部大阪支社と連携協定を締結(学校法人森ノ宮医療学園との連携協定)
令和3年(2021年)	8月	NTTドコモレッドハリケーンズ大阪と連携協定を締結(学校法人森ノ宮医療学園との連携協定)
令和3年(2021年)	9月	放送大学大学院と森ノ宮医療大学大学院の単位互換に関する協定を締結
令和4年(2022年)	3月	森ノ宮医療大学 部室棟(Passerelle Port)完成
令和4年(2022年)	4月	森ノ宮医療大学保健医療学部を看護学部、総合リハビリテーション学部、医療技術学部にも再編(2022年度入学生より)
令和4年(2022年)	4月	森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科 看護学専攻(博士後期課程)開設
令和4年(2022年)	4月	森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科 看護学専攻 修士課程から博士前期課程に課程変更し、NPコースを開設
令和4年(2022年)	4月	西尾レントオール株式会社と相互連携協定を締結(学校法人森ノ宮医療学園との連携協定)
令和4年(2022年)	5月	医療法人聖和錦秀会阪和いずみ病院と相互連携協定を締結
令和4年(2022年)	9月	大阪市と包括連携協定を締結(学校法人森ノ宮医療学園との連携協定)
令和4年(2022年)	11月	森ノ宮医療大学附属大阪ベイクリニック開院
令和5年(2023年)	8月	独立行政法人国立病院機構大阪医療センターと相互連携協定を締結
令和5年(2023年)	10月	独立行政法人労働者健康安全機構大阪労災病院と相互連携協定を締結
令和6年(2024年)	2月	森ノ宮医療大学 葵棟(Aoi Port)校舎完成
令和6年(2024年)	4月	森ノ宮医療大学 総合リハビリテーション学部 言語聴覚学科 開設
令和6年(2024年)	4月	森ノ宮医療大学附属鍼灸施術所 コスモス治療院を鍼灸臨床センターに改称

2. 本学の現況

・大学名 森ノ宮医療大学

・所在地 大阪府大阪市住之江区南港北 1-26-16

・学部等の構成 保健医療学部
看護学科
理学療法学科
作業療法学科
臨床検査学科
臨床工学科
診療放射線学科
鍼灸学科

看護学部

看護学科

総合リハビリテーション学部

理学療法学科

作業療法学科

言語聴覚学科

医療技術学部

臨床検査学科

臨床工学科

診療放射線学科

鍼灸学科

専攻科

助産学専攻科

大学院 保健医療学研究科

保健医療学専攻（修士課程）

看護学専攻（修士課程）

医療科学専攻（博士後期課程）

看護学専攻（博士後期課程）

・ 学生数、教員数、職員数

(1) 学生数

(保健医療学部・看護学部・総合リハビリテーション学部・医療技術学部・専攻科)

学部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員	在 籍 学 生 数				在籍学生 総数
				1年次	2年次	3年次	4年次	
保健医療 学部	看護学科	0	90	-	-	-	91	91
	理学療法学科	0	70	-	-	-	75	75
	作業療法学科	0	40	-	-	-	42	42
	臨床検査学科	0	70	-	-	-	82	82
	臨床工学科	0	60	-	-	-	60	60
	診療放射線学科	0	80	-	-	-	99	99
	鍼灸学科	0	60	-	-	-	61	61
保健医療学部計		0	470	-	-	-	510	510
看護学部	看護学科	90	270	92	88	86	-	266
看護学部計		90	270	92	88	86	-	266
総合リハビ リテーショ ン学部	理学療法学科	70	210	70	70	69	-	209
	作業療法学科	40	120	48	49	47	-	144
	言語聴覚学科	40	40	41	-	-	-	41
総合リハビリテーション学部計		150	370	159	119	116	-	394
医療技術 学部	臨床検査学科	70	210	72	70	74	-	216
	臨床工学科	60	180	71	59	66	-	196
	診療放射線学科	80	240	90	87	87	-	264
	鍼灸学科	60	180	73	62	65	-	200
医療技術学部計		270	810	306	278	292	-	876
専攻科	助産学専攻科	10	10	8	-	-	-	8
専攻科合計		10	10	8	-	-	-	8
合 計		520	1930	565	485	494	510	2054

※2022年に保健医療学部から、看護学部・総合リハビリテーション学部・医療技術学部へ改組。

(大学院)

研究科	専 攻	入学定員	収容定員	在籍学生数			在籍学生 総数
				1年	2年	3年	
保健医療学 研究科	保健医療学専攻 (修士課程)	6	12	6	9		15
	看護学専攻 (博士前期課程)	9	18	2	7		9
	医療科学専攻 (博士課程)	2	6	6	1	4	11
	看護学専攻 (博士後期課程)	2	6	1	1	2	4
合 計		19	42	15	18	6	39

森ノ宮医療大学

(2) 教員数

学部・学科、その他の組織		専任教員数					助手
		教授	准教授	講師	助教	計	
看護学部	看護学科	13	6	11	5	35	1
看護学部計		13	6	11	5	35	1
総合リハビリテーション学部	理学療法学科	8	2	5	3	18	0
	作業療法学科	4	3	3	2	12	0
	言語聴覚学科	5	2	3	0	10	0
総合リハビリテーション学部計		17	7	11	5	40	0
医療技術学部	臨床検査学科	7	1	4	3	15	0
	臨床工学科	8	0	3	2	13	0
	診療放射線学科	8	3	1	3	15	0
	鍼灸学科	8	3	8	5	24	0
医療技術学部計		31	7	16	13	67	0
大学院	保健医療学研究科	4	0	0	0	4	0
専攻科	助産学専攻科	1	0	2	1	4	0
合計		66	20	40	24	150	1

(3) 職員数

	正職員	嘱託	パート (アルバイト含む)	派遣	合計
人数	72	3	22	0	97

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【事実の説明】

本学園の建学の精神に基づき、「学校法人森ノ宮医療学園 寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第 2 章の第 3 条（目的）に本学園の設置目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、医療に貢献できる優れた人材を育成することを目的とする。」と定めている。

また、「森ノ宮医療大学 学則」（以下「大学学則」という。）第 1 章の第 1 条（目的）において、大学の使命・目的を「豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療の実践に求められる幅広い知識・高度な専門技術・コミュニケーション能力を有する専門職医療人を育成する。疾病の予防と治療や健康の維持と増進に有用な科学的根拠を示し、現代医学と伝統医学の双方を尊重した特色ある教育研究活動によって医学と医療の発展に寄与し、広く社会に貢献する。これをもって、専門職業人養成と社会貢献の機能を果たす。」と定めている。さらに、学部及び学科の人材の養成に関する目的は、学則の第 3 章の第 4 条の 2（学部の目的）ならびに第 4 条の 3（学科の目的）に規定しており、これらは学生に配布している学生手帳や大学ホームページでも明確に示している。

「森ノ宮医療大学大学院 学則」（以下「大学院学則」という。）第 1 章の第 1 条（目的）において、大学院の使命・目的を森ノ宮医療学園建学の精神に基づき、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、臨床の実践に求められる幅広い知識と高度な専門技術を有する専門職医療人を育成することにより、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とする。」と定めている。さらに、第 8 条（専攻の目的）では、各専攻修士課程、博士前期・後期課程の目的をそれぞれ規定しており、学部と同様に学生手帳や大学ホームページでも明示している。

「森ノ宮医療大学 助産学専攻科規程」（以下「助産学専攻科規程」という。）第 2 条（専攻科の目的）では、「産科医療の高度化ならびに助産実践の多様性に対応し、女性と母子およびその家族のニーズに応えることができ、科学的根拠に基づく高度な助産診断能力および助産技術をもつ人材の育成ならびに生命の尊厳と人間愛の精神を培い、助産師としての社会的使命と責務を認識し、安全で質の高い助産ケアを提供できる助産師の育成を目的とする。」と定めている。

【自己評価】

大学、大学院ならびに助産学専攻科の使命・目的については、大学、大学院学則および助産学専攻科規程、学生手帳、本学ホームページ、大学案内等で明示されており、具体的かつ明確に示されていると判断した。

1-1-② 簡潔な文章化

【事実の説明】

本学の使命・目的および教育目的については、学部学科、研究科、助産学専攻科ごとに「森ノ宮医療大学 学則」「森ノ宮医療大学大学院 学則」「助産学専攻科規程」「大学案内」「入学試験要項」「大学院案内」「森ノ宮医療大学 学生手帳」に簡潔な文章で明示するとともに、本学ホームページ上に掲載している。

【自己評価】

上記で明示されている使命・目的および教育目的は明確であり、表現についても簡潔に説明されていると判断した。

1-1-③ 個性・特色の明示

【事実の説明】

本学の個性・特色については、建学の精神である「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人を育成する」や大学の使命・目的および教育目的である「チーム医療の実践に求められる幅広い知識・高度な専門技術・コミュニケーション能力を有する専門職医療人の育成」に表現されている。本学は2023年度時点では3学部7学科を有し、2024年度からは総合リハビリテーション学部に言語聴覚学科を設置することで3学部8学科、1専攻科、大学院1研究科3専攻となる西日本最大級の医療系総合大学であり、これらすべてをワンキャンパスに集結させることで、1年次から3年次まで続くIPE（専門職間連携教育）の5つの授業を全学部学科共通の科目として実践することができ、「真のチーム医療」を学ぶことが他大学にはない大きな特色となっている。これらについては、ホームページや大学案内等により、個性・特色として明示している。

また、大学院の個性・特色については、大学院の使命・目的および教育目的である「臨床の実践に求められる幅広い知識と高度な専門技術を有する専門職医療人の育成」に表現されている。具体的な取組として、2023年度に文部科学省が実施する「次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」に、大阪大学を中心に本学を含めた近畿6大学が参画する「地域に生き未来に繋ぐ高度がん医療人の養成」が選定され、「未来のがん医療を支える医療者養成コース（インテンシブコース）」を開講しており、がん医療人材の養成に取り組んでいることも特色としてあげられる。このことについては、ホームページや大学院案内により明示している。

助産学専攻科の個性・特色については、助産学専攻科の使命・目的および教育目的に表現されている。具体的には、助産師の支援は分娩を中心とした周産期だけでなく、リプロダクティブヘルス&ライツの理念を基盤に、ライフサイクル各期の女性の健康と子どもや

その家族への支援も含まれている。このことから、すべての場面で求められる寄り添う姿勢と人間性を具え、様々な支援ができる幅広い知識を有する助産師の育成を目指し、教育課程を編成していることが特色としてあげられる。このことについては、ホームページやパンフレットにより明示している。

【自己評価】

本学の個性・特色については、使命・目的および教育目的に反映・明示されていると判断した。

1-1-④ 変化への対応

【事実の説明】

使命・目的および教育目的については開学・開設以降変化しないものではあるものの、毎年度の事業計画や4年毎の中期経営計画策定等により変化に対応している。

【自己評価】

上述のとおり、使命・目的および教育目的については変わらないものの、毎年度の事業計画や4年毎の中期経営計画策定により変化に対応できる体制となっていると判断した。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的および教育目的において、わかりやすく簡潔な説明や、個性・特色の明示、変化への対応に関する取り組みを継続して実施していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

「基準項目1-2を満たしている。」

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

学園の使命・目的については、新年度の4月に実施されるオリエンテーションで新入教職員を含めた全教職員に向けて訓示があり、本学の建学の精神、教育の使命・目的等の説明が理事長、学長、理事から行われている。また、学則や本学ホームページ、学園内の情報共有システムである本学グループウェア(desknet's)を通じて教職員に発信し、情報共有している。平成25(2013)年4月から、「建学の精神」「学園の精神」「基本理念」「ミッション」「行動指針」を記載した「クレド(Credo)」を、役員、全教職員に配布するとともに、

学内にも掲示しており、学園の使命・目的等の浸透が図られている。

また、中期経営計画には建学の精神等との関係の位置づけが明確に示されており、理事会での議論・意思決定の過程において、役員の実理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

【事実の説明】

本学の使命・目的および教育目的は、学内外に配布する大学案内等の各種印刷物やホームページ等で明示している。また、在学生には「森ノ宮医療大学 学生手帳」で、教職員には大学学則、大学院学則および助産学専攻科規程等で明示し、学内外への周知を図るとともに、学長は年始や年度初めの教職員挨拶等においても本学の使命・目的および教育目的を説明し、教職員の理解を得ている。

【自己評価】

本学の使命・目的および教育目的については、大学案内やホームページ、学生手帳等、様々な機会を通して学内外に周知していると判断した。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

「森ノ宮医療学園第一期中期経営計画（平成 26(2014)年度～平成 30(2018)年度）」は、「建学の精神」「学園の精神」「基本理念」等本学の使命・目的と中期経営計画との関係と位置づけについて明確に示したうえで策定されていた。

その後、策定された「森ノ宮医療学園第二期中期経営計画（令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度）」においても、使命・目的と中期経営計画との関係と位置づけについて反映され、基本目標と 12 の中核プロジェクトを掲げ、目標達成に向けて取り組んできた。あわせて令和 5(2023)年度には、「森ノ宮医療学園第三期中期経営計画（令和 6(2024)年度～令和 10(2028)年度）」の検討・策定を行った。

【第二期中期経営計画 基本目標】

「人口減少社会に勝ち残るブランド力” 関西圏トップ” の実現」

【第二期中期経営計画 森ノ宮医療大学 12 の中核プロジェクト】（一部抜粋）

- ・森ノ宮式「チーム医療教育」確立プロジェクト
- ・「研究の森」づくりプロジェクト
- ・「時代に対応した柔軟な学部・学科展開」プロジェクト
- ・入試改革プロジェクト

など

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

【事実の説明】

三つのポリシーである「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」については、大学の使命・目的および教育目的を踏まえて策定され、

平成 29(2017)年に大幅な見直しを図り、各学科・研究科ごとに具体的な方針が表現され、さらに令和元(2019)年に看護学科で見直しを実施した。現在、学修成果に対する評価の方針であるアセスメント・ポリシーとともに、本学ホームページにて三つのポリシーが明示され、また、入学試験要項及び「森ノ宮医療大学 学生手帳」等の配布物にも三つのポリシーが明示されており、教職員、在学生はもとより、受験生や社会一般的に認識されるように努めている。

【自己評価】

本学の使命・目的および教育目的については、三つのポリシーである「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」に反映されており、学内外に分かりやすく明示されていると判断した。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

学校法人森ノ宮医療学園は、全体を統括する「法人本部」、教育研究活動を実践する「森ノ宮医療大学」と「森ノ宮医療学園専門学校」及び臨床実習施設の役割を担う「京都施術所」、また広く卒業教育や臨床家に資する出版物を刊行する目的を持った「森ノ宮医療学園出版部」及び「はりきゅうミュージアム」等で構成されている。組織運営は、学校教育法第 93 条、学校教育法施行規則第 26 条第 5 項、第 143 条に基づき、本学では教育研究目的の達成のため、以下の管理運営体制を構築している。

【教学面における管理運営体制】

1) 教授会

「森ノ宮医療大学 学則」及び「森ノ宮医療大学 教授会規程」に基づき、以下の教学面における重要事項を審議し、学長に意見を述べる。教授会は、学長が招集し、その議長となる。主な審議事項は以下のとおりである。

- ① 教育課程の編成に関する事
- ② 授業及び試験に関する事
- ③ 学生の入学、卒業または課程の修了、その他学生の在籍に関する事、及び学位の授与に関する事
- ④ 学生指導に関する事
- ⑤ その他、教育または研究に関する事項

また、これらの事項のほか、理事長ならびに学長の諮問した事項を審議する。教授会の構成員は、理事長、学長、教授、准教授、専任講師、事務局長をもって組織する。また、教授会には助教、助手その他の教職員も陪席が可能な態勢となっている。この教授会の開催については、月 1 回（毎月第 3 木曜日）を定例教授会としている。また、議長は必要に応じて教授会構成員を会議に招集し、臨時教授会を開催することができることとしており、教授会の機動的な体制を確保している。

2) 大学院研究科委員会

「森ノ宮医療大学大学院 学則」及び「森ノ宮医療大学大学院 研究科委員会規程」に基づき、以下の大学院保健医療学研究科の教育と研究に関する重要な事項を審議し、学長に意見を述べる。主な審議事項は以下のとおりである。

- ① 教育課程に関すること
- ② 学生の入学、退学、休学、転学及び除籍に関すること
- ③ 学生の賞罰に関すること
- ④ 科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生に関すること
- ⑤ 研究科授業担当教員の選考に関すること
- ⑥ 修士・博士の学位の授与に関すること
- ⑦ 研究科長の諮問したこと
- ⑧ その他研究科の運営に関し重要な事項

委員会の構成員は、学長、研究科長、研究科担当教員、研究科授業担当教員で必要と認められた者をもって組織する。なお、大学院研究科委員会は教授会と同様に研究科授業担当教員だけでなく、全ての教職員の陪席が認められている。

3) 管理運営会議

大学の重要事項を審議、決定するために、管理運営会議を置いている。教授会、大学院研究科委員会で審議する事項及び教学に係る重要事項の検討、調整を実施しており、教授会、大学院研究科委員会に諮るための機関として機能している。会議の構成メンバーは、理事長、学長、研究科長、学部長、専攻科長、学科長、事務局長、学長室長ほか、大学事務組織管理職等で構成している。会議については、月1回(毎月第2木曜日)を定例の管理運営会議として開催している。

また、この管理運営会議は教職協働組織として設置された14のセンターで実施される事項においても、審議し日常業務遂行上の運営について決定している。

4) 学科会議

学科会議は、各学科内に在籍する専任の教員で構成し、その教育・研究・運営に関しての審議と学生動態の共通理解、学科の目標達成の施策等、学科特性に合わせた教育を行うことができるよう企画立案の機能を持ち、本学においては全学科において開催されている。

【教職協働組織としてのセンターの設置】

学生の入学前、在学中、そして卒業後のフォローに至る一連の流れを正確に把握し、運営に活用するため、また大学の教育研究の活性化を図るため、教職協働の組織として、以下のセンターを設置している。各センターの役割は「森ノ宮医療大学 業務分掌規程」において定めている。

1) 共通教育センター

- 2) 鍼灸情報センター
- 3) 学修支援センター
- 4) 教職支援センター
- 5) 国際交流センター
- 6) 卒後教育センター
- 7) 健康管理センター
- 8) 研究支援センター
- 9) キャリアセンター
- 10) 地域連携センター
- 11) 入学広報センター
- 12) 入試運営センター
- 13) 校友センター
- 14) IPE センター

【教授会に関連する組織としての委員会の設置】

教授会との連携を適切かつ有効的に運営するために、専門的事項を審議、起案、または実行することを目的として、下記委員会を常設し、構成メンバーは各委員会において定めている。

1) 自己点検評価・FSD 委員会

自己点検・評価に関する必要な事項を審議するとともに、教職員の資質向上に資する組織的な取組みについて、検討、提案、具体的運営を図るために設けている。委員会は、研究科長、学部長、学科長、事務局長、事務局管理職、専任教員と専任職員等で構成し、積極的に自己点検・評価活動及びFD並びにSDへの取組みを推進している。

教育活動評価の重要な指標として、「授業評価アンケート」を年2回実施している。これは教職員全員が参加する「公開授業（授業見学）」（具体的には、ほぼ1か月にわたる）を、年に2回全学的に実施し、職員については授業を見学しアンケートに回答し、教員同士については相互に評価を行っている。

自己点検・評価は4年に1回実施することになっており、本学では令和2年度(2020年度)に「自己点検評価書」を公表している。また、本学ホームページの「数字で見る森ノ宮医療大学」の中でも各種の教育関連データの公表を行っている。主な取組みは以下のとおりである。

- ① 自己点検・評価の方針及び項目の作成に関すること
- ② 自己点検・評価の実施に関すること
- ③ 自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること
- ④ 第三者評価への対応に関すること
- ⑤ その他、理事長、学長が諮問した事項
- ⑥ FD・SDのための研修会の開催
- ⑦ 教育、研究、臨床を積極的に展開できる環境作り
- ⑧ 本学教職員の資質維持・向上に関わる事項

2) 教務委員会

各学科と教務課が連携し、教育課程の編成、運営及び学生の転学、留学、休学及び退学除籍等に関することを検討し、教授会に上申する。また、単位互換制度、既修得単位の認定、聴講生、研究生、科目等履修生及び留学生に関することを審議検討するために、この委員会を設けている。委員会は、学部長、学科長、教務課長、専任の教務課員等で構成しており、主な取組みは以下のとおりである。

- ① 教育課程の編成、実施に関すること
- ② カリキュラムの運営方法（シラバスを含む）、点検及びその改善に関すること
- ③ 学生の修学指導に関すること
- ④ 卒業及び修了に関すること
- ⑤ 学生の休学、復学、転学、留学、退学及び除籍に関すること
- ⑥ 学生の再入学、編入学及び転入学に関すること
- ⑦ 既修得単位等認定に関すること
- ⑧ 単位互換制度の運用に関すること
- ⑨ 学業に関する賞罰
- ⑩ 聴講生、科目等履修生に関すること
- ⑪ 教室の管理、運営に関すること
- ⑫ ICT（情報通信技術）を含む教材教具等の導入、運用に関すること
- ⑬ その他、学長が諮問した事項

3) 人権問題委員会

人権を尊重し、人権侵害問題が発生した際に適切な対処を行うことを目的に設けている。活動の一環として、人権意識の啓発のためにセミナー等を定期的で開催している。委員会は、副学長、学部長、事務局長、専任の教職員等で構成しており、主な取組みは以下のとおりである。

- ① 人権についての啓発、研修に関すること
- ② 人権問題に対する点検に関すること
- ③ 人権問題が発生した際の解決と報告に関すること
- ④ その他、学長が諮問した事項

4) 教職課程委員会

教職課程に関する諸事項を検討し実行することにより充実した教職教育を行うために設けている。委員会は、教職課程を有する学科の学科長、コース長、教務課長、専任教員と教務課員等で構成しており、主な取組みは以下のとおりである。

- ① 教職課程（教育実習やボランティア等を含む）の教育課程に関すること
- ② 教職課程の担当教員に関すること
- ③ 教育職員免許状に関すること

- ④ その他、学長が諮問した事項

5) 学生支援委員会

各学科と学生支援課が連携し、総合的な学生支援を図り、その円滑な運営を行うために設けている。委員会は、副学長、学部長、学科長、事務局長、学生支援課長、専任の学生支援課員等で構成しており、主な取組みは以下のとおりである。

- ① 学生の進路に関する事
- ② 学生の課外活動に関する事
- ③ 学生会に関する事
- ④ 学生の福利・厚生・補導に関する事
- ⑤ 学生の奨学金等に関する事
- ⑥ その他、学生生活全般に関する事

6) 附属図書館運営委員会

附属図書館と連携し、附属図書館の運営に関する重要事項を協議し、充実した図書館運営を行うことを目的として設けている。委員会は、図書館長、各学科の専任教員等で構成しており、主な取組みは以下のとおりである。

- ① 図書館の管理運営に関する事
- ② 図書館の利用促進に関する事
- ③ 図書館の予算の計画および執行に関する事
- ④ 図書館資料の整備および利用に関する事
- ⑤ 図書館の規程の制定および改廃に関する事
- ⑥ その他、図書館に関する重要事項

7) 放射線安全管理委員会

診療放射線学科と教務課が連携し、エックス線等装置の取り扱いや安全確保に関する事項について、必要に応じて指導および助言を行い、障害予防規程に掲げる申請があった場合の調査・審議、エックス線等取扱者への教育訓練を行うことを目的として設けている。委員会は、医療技術学部長、エックス線作業主任者、健康管理センター員、教務課員等で構成している。

8) 臨地・臨床実習委員会

各学科と教務課が連携し、臨地および臨床実習に関する諸事項を検討し実行する、もしくは共有することにより充実した教育を行うことを目的として設けている。委員会は、学部長、事務局長、教務課長、各学科の専任教員等で構成しており、主な取組みは以下のとおりである。

- ① 臨地・臨床実習における全学的ルールに関する事

- ② 臨地・臨床実習における感染症対策に関すること
- ③ 新規実習施設の設置に関すること
- ④ 実習施設や学生の問題（インシデント・アクシデント）に関すること
- ⑤ その他、臨地・臨床実習における重要事項

【大学院研究科委員会に関連する組織としての委員会の設置】

大学院研究科委員会との連携を適切かつ有効的に運営するために、専門的事項を審議、起案、または実行することを目的として、下記委員会を常設し、構成メンバーは各委員会において定めている。

1) 大学院教務委員会

保健医療学研究科と教務課が連携し、教育課程の編成、運営及び学生の転学、留学、休学及び退学除籍等に関することを検討し、大学院研究科委員会に上申することのほか、単位互換制度、既修得単位の認定、聴講生、研究生、科目等履修生及び留学生に関することを審議検討するために、この委員会を設けている。委員会は、研究科長、学部長、教務課長、専任教員、教務課員等で構成しており、主な取組みは以下のとおりである。

- ① 教育課程の編成、実施に関すること
- ② カリキュラムの運営方法（シラバスを含む）、点検及びその改善に関すること
- ③ 大学院生の修学指導に関すること
- ④ 修了に関すること
- ⑤ 大学院生の休学、復学、転学、留学、退学及び除籍に関すること
- ⑥ 大学院生の再入学、編入学及び転入学に関すること
- ⑦ 既修得単位等認定に関すること
- ⑧ 単位互換制度の運用に関すること
- ⑨ 学業に関する賞罰
- ⑩ 聴講生、科目等履修生に関すること
- ⑪ 教室の管理、運営に関すること
- ⑫ ICT（情報通信技術）を含む教材教具等の導入、運用に関すること
- ⑬ その他、学長が諮問した事項

2) 大学院自己点検評価・FSD 委員会

保健医療学研究科における自己点検・評価に関する必要な事項を審議するとともに、教職員の資質向上に資する組織的な取組みについて検討、提案、具体的運営を図るため設けている。委員会は、学長、研究科長、事務局長、専任教員等で構成しており、主な取組みは以下のとおりである。

- ① 自己点検・評価の方針及び項目の作成に関すること
- ② 自己点検・評価の実施に関すること
- ③ 自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること

- ④ 第三者評価への対応に関すること
- ⑤ その他、理事長、学長が諮問した事項
- ⑥ FSDのための研修会の開催
- ⑦ 教育、研究、臨床を積極的に展開できる環境作り
- ⑧ 教職員の資質維持・向上に関わる事項

大学院教務委員会、大学院自己点検評価・FSD委員会のほか、必要に応じて専門的事項を審議するため、特別委員会を置くことが認められている。

【教学面における検討事項・協議事項の教職員への共有】

教授会や大学院研究科委員会での協議事項、教職協働組織である各センターや委員会で開催される事項等、教学面での検討事項や状況は以下の方法等により、学内に共有されている。この情報の共有により使命・目的の中長期的な計画への反映や、教育の質の保証・向上を踏まえた教育目的の達成に対し、教職員全員が取り組んでいけるようにしている。学内での共有を進めるための具体的な取り組みとして、組織や各委員会での協議・決定事項のうち、管理運営会議で審議、立案、具体化し方針を決定したものについては、教授会並びに大学院研究科委員会において周知されており、教授会議事録・大学院研究科委員会議事録は本学グループウェア(desknet's)に掲載され、全教職員に向けて情報が発信され、教職員はいつでも閲覧可能な状況になっている。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的および教育目的については、中期経営計画に反映されていることから、それらをもとにした毎年度の事業計画を進めるにあたり達成していくものであり、今後も体制を維持していく。

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的および教育目的においては、具体的に明文化され、大学案内や「森ノ宮医療大学 学生手帳」、本学ホームページ上で、「三つのポリシー」とともに簡潔に明示している。大学の個性・特色も使命・目的および教育目的に反映されている。また、今後の社会情勢や外的環境の変化、文部科学省の教育施策に注視し、毎年度の事業計画や中期経営計画により時代の変化への対応を図っており、実施状況を本学ホームページ上にて公表している。

使命・目的及び教育目的の反映においては、オリエンテーションや「クレド(Credo)」の配布を通じて学内の役員、教職員に理解と支持を得ており、大学案内や本学ホームページに建学の精神を掲載し、学外への周知を図っている。中期経営計画は本学の使命・目的との関係が明確に示されて策定されており、中長期的な計画への使命・目的および教育目的の反映もなされている。三つのポリシーについても、学科・研究科ごとに具体的に反映されている。教授会等の学内における管理運営体制は整備され機能しており、検討・決定された内容については教職員に周知される仕組みが整っている。

以上を踏まえ、基準1は要件を満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

各学部、各学科、大学院保健医療学研究科、助産学専攻科で、それぞれの教育目的に応じて定めたアドミッション・ポリシーを掲げ、具体的に求める能力やその評価方法を記している。これらの方針は、入学試験要項に明記して受験生に周知しているだけでなく、在学生には「森ノ宮医療大学 学生手帳」を通じて、また本学公式 Web サイトにも掲載し、広く一般にも公表を行っている。

各学部、各学科のアドミッション・ポリシーの周知については、広報課を中心として、高等学校・予備校・塾に対して募集活動時において詳細な説明を実施している。主な募集対象となる西日本の高等学校・予備校・塾に入試ガイドまたは入学試験要項を配布するほか、近畿・岡山・四国地区を中心に高等学校を訪問、さらには高等学校・予備校・塾の進路指導担当教員対象の説明会（表 2-1-1 参照）を実施するなど、さまざまな機会を通じて、アドミッション・ポリシーの周知に努めている。

一方、受験生やその保護者に対しては、資料請求者（表 2-1-2 参照）への資料発送、年 9 回開催するオープンキャンパス（表 2-1-3 参照）や平日大学見学会（表 2-1-4 参照）、さらには入試対策講座など学内イベントを数多く実施している。また、学外の進学相談会（表 2-1-5 参照）などにも積極的に参加しており、多数の受験生・保護者等に説明を行っている。

助産学専攻科においては、資料請求者（表 2-1-6 参照）への資料発送、さらには説明会を年 3 回実施（表 2-1-7 参照）することで受験生に対しての周知に努めている。

なお、大学院においては、これまで本学公式 Web サイトおよび資料請求者（表 2-1-8 参照）へ入学試験要項を送付、オンラインや対面などの個別相談で周知をおこなっている。

表 2-1-1

令和 5(2023)年度 高校教員・予備校・塾を対象とする本学の説明会 参加校数/参加者数

本学会場	大阪北会場	大阪南会場	合計
52 校 56 人	18 校 18 人	39 校 40 人	109 校 114 人

表 2-1-2

令和 5(2023)年度 資料請求者総数 (学部) (単位:人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
3,891	3,535	3,619	3,832	3,364	2,274	1,382	1,491	2,038	2,148	1,806	2,663	32,043

表 2-1-3

令和 5(2023)年度 オープンキャンパス 参加者数一覧 (学部) (単位:人)

	4/23	6/11	6/18	7/16	8/6	8/19	8/20	9/10	3/24	合計
高校・受験生	374	276	222	388	481	412	384	327	209	3,073
保護者・付添	248	191	153	275	305	294	255	262	122	2,105
合計	622	467	375	663	786	706	639	589	331	5,178

表 2-1-4

令和 5(2023)年度 平日大学見学会 参加者数一覧 (学部) (単位:人)

	4/26	5/10	6/21	7/25	9/27	10/18	11/22	12/20	1/17	2/7	合計
高校・受験生	22	21	12	42	14	22	19	45	14	27	238
保護者・付添	14	13	8	19	10	13	9	25	5	16	132
合計	36	34	20	61	24	35	28	70	19	43	370

表 2-1-5

令和 5(2023)年度 学外進学相談会 会場数と相談者数 (学部)

大阪	兵庫	奈良	京都	岡山・四国	相談者数
12会場	1会場	2会場	1会場	5会場	361人

表 2-1-6

令和 5(2023)年度 助産学専攻科資料請求者総数 (単位:人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
18	7	13	19	10	8	7	6	2	6	4	12	112

表 2-1-7

令和 5(2023)年度 助産学専攻科説明会 参加者数一覧 (単位:人)

	6/18	7/16	12/17	合計
大学生	17	5	9	31
社会人	1	2	0	3
その他	1	2	1	4
合計	19	9	10	38

表 2-1-8

令和 5(2023)年度 大学院資料請求者総数

(単位：人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2	3	3	2	2	3	6	7	2	3	2	3	38

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

看護学部、総合リハビリテーション学部、医療技術学部では、アドミッション・ポリシーに沿ったさまざまな個性を持つ学生を受入れられるように、多様な入試制度を設けている。

総合型選抜・一般選抜・社会人選抜では、国語・英語・数学・生物・化学の 3～5 科目（入試種別により異なる）から自由に科目選択が出来るようになっている。これは理科系・文科系を問わず、医療職に適性を持つ幅広い学生を受入れるためである。ただし、臨床検査学科、臨床工学科、診療放射線学科は医療職の中でも理科系分野の学修がより必要になってくるため、その基礎となる数学を必須としている。

大学入学共通テスト利用選抜では本学独自の学力試験ではなく、大学入学共通テストの成績を利用し合否判定を行うことで、受験機会を増やすことに繋がっている。

加えて、総合型選抜 B 日程【学力重視型】・大学入学共通テスト利用選抜【学力重視型】以外の入試では面接試験を課すことにより、入学希望者の本学への学びや医療職や教職に就くことへの意欲を確認している。総合型選抜 B 日程【学力重視型】・大学入学共通テスト利用選抜【学力重視型】では学力試験のみを課すことで、学業に秀でた学生を受入れることができる。面接試験を課す入試と課さない入試を設けることで多様な学生を受入れられる仕組みになっている。

なお、総合型選抜 A 日程は専願制であるため、森ノ宮医療大学の教育目的とその内容をよく理解したうえで出願することが望ましい入試としている。

また、各入試制度と入学後の成績との関連性や科目別の受験率や得点率などを分析し検証することで、入試の実際の運営方針等の見直しを図っている。

大学院保健医療学研究科においては、出願前に研究指導を希望する教員と事前相談を実施することで、アドミッション・ポリシーや入学後に推進する研究内容に受験生との相違がないかを確認している。入学試験は、英文を含む筆記試験、小論文、個人面接の試験科目で合否判定を行っている。

助産学専攻科では、大学院同様、入学試験で専門科目の筆記試験、小論文、個人面接を課すことで、アドミッション・ポリシーに沿っている学生かどうかについても判断している。

なお、入試問題の作成については、教職協働組織である入試運営センターが作成管理を統括している。作問については、作問作業の具体的方針と方向性を示したうえで、入試運営センターが作問案を策定し、その後、作問の適切性の検討や回答のチェック、校正管理等を入試運営センター所属の教員、および第三者機関を活用して実施している。また、大学院および助産学専攻科の入学選抜については、入試運営センターが指名する学内の教員が作問、および校正管理等を実施している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

看護学部、総合リハビリテーション学部、医療技術学部における過去5年間の入学定員に対する学生受入れ数（入学者数）の比率は、全ての学部で100%を超える状況となっており、教育環境に応じた安定した定員確保が出来ている。また、助産学専攻科においては、入学定員に達していない年度も見られるものの、受験人数は入学定員を上回っており、安定かつ適切な受験生を確保出来ている。一方、大学院保健医療学研究科では、年度によって入学定員充足率に偏りがあるものの、全体としては入学定員に近い学生数を受入れることが出来ている。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

全学部におけるアドミッション・ポリシーについては、教育内容なども含めてより広く理解・周知を図っていくために本学ホームページの記載上の工夫や強化、資料請求者への定期的な本学情報の発信、オープンキャンパスへの参加促進、高等学校・予備校との繋がりを重視した広報活動によって、入学者数の確保と受入れの適正な維持に努める。

また、入学試験については大学入試改革に基づいて、受験生をより多面的に評価できる入試制度を検討するとともに、その結果を毎年分析し、検証することで新たな入試制度の確立をめざす。

大学院保健医療学研究科・助産学専攻科については、本学の内部生の進学も推奨する一方で外部生に向けた説明会を開催し、安定した学生の確保に努める。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目2-2を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、平成23(2011)年度に「学習支援センター」を設置し、学習に関わる支援全般に加え、学習環境の整備や医療系国家資格取得支援など多岐にわたって支援業務を実施し、学習に関わるサポートを学習支援センター担当教職員中心に全学的に取り組んできた。

令和元(2019)年度には、学修支援体制の充実を図ることを目的として「学修支援センター『愛称：MANABEL（マナベル）』」へ名称を変更し、令和6(2024)年にセンターの名称を学修支援センターから「MANABEL PROGRESS CENTER (MPC 以下略称)」に名称を変更し現在に至る。人員はセンター長1名（理学療法学科副学科長）、副センター長1名（教務課長）、副学長（教育担当）、共通教育センター長ならびに各学科専任教員と事務局教務課員により構成されており教職協働で学生の学修支援に取り組んでいる。学修サポートはStep Up 講座（対面型）の開催やMANABELチャンネルへの動画配信で構成されている。Step Up 講座（対面型）は年間153講座を開講し、年間のべ3,644人（2023年度実績）が受講している。理系科目等の基礎学力を補うリメディアル教育講座は、医療専門

職養成大学である本学の特性に鑑み、「化学」「物理学／数学」「生物」などのリメディアル講座および「専門基礎科目を学ぶための基礎知識（数学・物理）」、「CE（臨床工学技士）に必要な化学の基礎知識」などで構成されている。また専門的な学修の予習や、知識を定着させる復習としても活用できるよう幅広い医療分野を網羅した専門基礎科目、専門科目においては「生化学のステップアップ～中級バイオ入門」「病態運動学（関節運動の正常と異常）」他多様な講座を開講している。MANABEL チャンネルでは 650 本以上（2023 年度）の動画を配信し、学びや大学生活をより充実させるコンテンツを提供している、また、入学前教育（通信講座）やプレキャンパスを実施し、初年次から卒業までの学修の積み上げ・連続性を意識した支援と大学の学びへのスムーズな移行をサポートしている。

また、授業の理解が不十分あるいは困難な 1 年生、学生生活の慣れ等から生ずる中だるみにより学修意欲・効果が低下する 2・3 年生、国家試験を控えた 4 年生、及び必要に応じ全学科全学生を対象とし、学修支援の取り組みとしてきめ細かくタイムリーな補講の企画・実施を平成 28(2016)年度から展開している。内容については各学科で学生の現状や要望、特性等を考慮しプログラムに反映させるよう企画している。補講や学修支援の企画・実施は MPC に従事する教員・職員が協働して行っており、これらの企画内容は学修支援センター会議で検討、報告されている。

MPC では常時学生から学修に関わる相談や質問を受け、教員や職員で対応している。これらの対応した内容については MPC 会議等で職員、学科、科目担当教員等と共有し、連携がとれる体制を構築している。学生から受けた学修相談などの情報に加え、学生満足度調査結果や授業評価アンケート結果、学生の単位取得状況等の情報を基に支援策の検討を行っている。また、教職員に加え、医療資格を有する本学卒業生にも在学生への支援を呼びかけ、本学卒業生が MPC に非常勤職員のセンターアシスタント（通称：CA（Center Assistant））として加わり、在学生の国家試験に対する勉強方法や過去に出題された国家試験問題の解説等の学修支援を行なっている。学生からは国家試験経験者である本学卒業生が学生目線での支援を行っていることが好評であるとのアンケート調査結果が出ており、毎年利用学生の満足度は高い。教職員による知識、技術の支援と本学卒業生による精神的な支援を含めた学修支援を行うことにより学生の学修問題解決に寄与している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では入学時に学生から健康管理調査票の提出を義務付けており、自己申告により疾病や障がいの有無を確認している。入学以降は毎年、健康診断実施時に疾病や障がい等の状況に変更がないか学生に確認している。これらの情報を基に学生と面談し、疾病や障がいの状況について確認を行い、支援や配慮の必要性を確認している。支援や配慮が必要な学生においては担当教員と学生支援課、教務課、健康管理センターが連携し、授業時における対応等を検討、実施している。具体的には体育関係の授業において、学生本人が実施可能な競技への調整や授業時の座席の配慮などを行っている。

オフィスアワーについては全学的に必須としており、シラバスや学生向けポータルサイト（通称：「MORIPA」）等で公表している。あわせて本学では担任・チューター制度を設け、学生生活だけでなく学修相談にも応じる教員・職員をクラス毎に配置している。担任・チューターは学生一人ひとりの授業態度を確認しながら個々の学生とコミュニケーション

を図り学修状況の把握に努めている。これらの情報は科目担当者にも共有され学生の学修到達度などを把握し日々の授業運営に活用されている。

TA については全学で導入し、演習や実習関係の科目を中心に配置している。本学は法令（各医療資格における指定規則等）に定められた医療技術を修得するための科目が多く配当されている。きめ細やかな指導を行うため、学科教員と調整の上、教務委員会において各科目への配置を決定する。TA で補うことができない場合は本学卒業生や外部の人材を非常勤助手ならびにスタディアシスタント（通称：SA（Study Assistant））として登用し、授業運営の充実を図っている。

各年度における中途退学者は令和 5（2023）年度においては学部全体で 2.29%となっており、令和 5（2022）年度の 2.73%と比較し減少した中途退学者への対応については MPC をはじめとした学習支援体制の充実や授業における TA 等の配置等、いくつかの施策等が功を奏している。

退学の主な理由として成績不振、経済的理由、進路変更、心神耗弱の健康的理由等があげられるが、複合的な事由も散見されるため決定的な解決策を見出すのは困難と考えられる。本質的には学生と大学側のコミュニケーションの量と質が退学するか否かを左右すると考えおり、退学理由については教授会、研究科委員会において共有し、再発防止策の一環として活用している。その施策のひとつとして本学では学生だけでなく保護者との連携も強化しており、学生の出席状況や成績については学内専用ポータルサイト「MORIPA」を通じて保護者からも閲覧可能としている。また、年に 1 回保護者との懇談の機会「教育後援会」等を設け、学生の学修状況につき保護者への説明と保護者からの相談を受けている。保護者との面談についてはこの保護者懇談会だけではなく希望者は随時、担任に申し入れることができ学修に関する家庭との連携も強化し、中途退学防止に努めている。

（3）2-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学全入時代を迎え 18 歳人口が減少する中で、医療系学部を志望する受験生は、理系、文系を問わず他の学部系統に比べ減少幅が少ない。これまで高校等で修得してきた知識が個々により異なり、入学時点での足並みがそろわない中、4 年後には各種医療資格の国家試験合格水準の学力を維持し、本学のディプロマ・ポリシーに即した知識や技術等を身につけ卒業するために、学生目線に立って様々な学修支援策を講じて行く必要がある。これまでに説明した様々な学修支援対応策を継続、発展させることに加え、学生のこれまでの学修プロセスやニーズを分析し、それらに対応できるカリキュラム編成、単位の実質化、成績評価の厳格化、加えて正課外での学修支援体制による補講、支援策などの更なる充実を通じて学生の成果に結びつけることができる学修支援体制をより強化し、充実を図りたい。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（1）2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

開学以来、各学科の担任・チューターおよび大学院の研究指導教員と連携し、学生支援室がキャリア支援窓口となってきたが、キャリア支援の充実と教職員間の更なる連携強化を目的とし、令和元(2019)年度に「キャリアセンター」を設置した。令和5(2023)年度からは、近畿圏内の主要病院において顧問を兼任している臨床検査学科長をセンター長、キャリア支援課長を副センター長とし、教職協働によるサポート体制を構築している。キャリアセンターでは、各学科で行っている就職活動に関する対策等の確認と共有、医療施設・企業からの採用情報等の共有、キャリア支援を目的としたイベント等の企画を行っている。

開学以来、学生支援室内の一部がキャリア支援を行ってきたが、体制強化を目的とし、令和5(2023)年度に「キャリア支援課」を設置した。進路相談、履歴書添削、小論文添削、模擬面接等の支援については、キャリア支援課員、各学科の担任・チューターおよび研究指導教員が行っている他、外部の有資格者(キャリアカウンセラー)を配置することで更なる充実を図っている。各教員への相談はオフィスアワーを活用し直接学生が教員へ申し入れをする。キャリア支援課は事前予約制としているが、予約がない場合でも即座に相談に応じることができるよう全課員が医療施設等の採用情報、学生の面談記録を共有している。

教育課程内には、1年次からそれぞれ国家資格に関連する講義・実技科目を配置し、医療現場を見据えた実践的なカリキュラムを編成している。また1～3年次全学科にチーム医療に纏わる科目を配置することで、時間をかけて医療への理解を深め、職業観を醸成できる体制を築いている。

一方教育課程外では、2年次よりキャリアガイダンスを実施し、早期から自身のキャリアと向き合う機会を提供している。また例年、卒業年度に達した学生を対象として、本学の連携協定病院や近畿圏内の医療施設等を招いて学科別合同就職説明会を開催し、キャリア形成に直結する機会を提供している。更に昨年度からは定期的に医療施設等を訪問、当該年度の採用予定や傾向などをヒアリングし、学生に情報提供している。

令和3(2021)年度からは、MANABEL PROGRESS CENTER と連携し年2回(各10回)SPI対策講座を実施、公的病院や一般企業に活躍の場を求める学生への支援を強化している。また医療業界で活躍されている有識者を招いて全学年学科対象のキャリア支援セミナーを開催し、多職種への理解、職業観の醸成を促している。

現在、医療施設におけるインターンシップは、カリキュラムで必須となっている学外臨地・臨床実習がその役割を担っている。実習期間は学科によって異なるが4年間で4～25週間程度となっている。一方、一般企業ではオープンカンパニー等を開催しており、オープンカンパニーへの参加が応募の条件となる場合もあるため、キャリア支援課では医療機器メーカー等からも積極的に情報収集し、学生に情報提供している。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、低年次から教育課程内において、医療への理解を深め、職業観を醸成できるようなカリキュラムを編成している。キャリア支援課では、単なる就職のための支援に留まらず、学生が医療従事者として自信を持って力強く生きていくための支援を目指してい

る。今後は、就職ポートフォリオを活用し、学生が低年次から年度ごとに自身を振り返ることができるような機会を提供するとともに、3年次に企業研究セミナーや個人面談を実施し、学生が早期に自身の特性を見極め進路選択できるよう支援の充実に努めていきたい。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は学生が安定かつ健全な学生生活を送るために「トリプルサポート体制」と称して以下の体制を敷き、様々な支援取り組みを行っている。

1. 生活支援・指導

- ・本学では学生生活および学生活動に係る厚生補助を組織的に取り組むために学生支援委員会を設置している。同委員会は学生支援委員長、各学科の代表者、事務局長、学生支援課員で構成する教職協働組織であり、学内団体活動、学内の各種行事、奨学金関連の支援など、学生サービス向上に関する諸案件について協議を行う。また、学生のマナー問題など学生生活全般を幅広く支援するための企画立案と協議を行う。
- ・学内での人身事故や急病、痴漢やストーカー、不審者などの事件犯罪、交通事故、火災や地震、学外実習での不測の事態等は「学生手帳」に詳述すると共に、年度初めの各学年のオリエンテーションにおいて指導を行っている。さらに学生会では、毎年、フレッシュマン研修と称して課外活動に所属した新入生に対して、薬物乱用防止講演会を開催している。
- ・本学では新入生ができるだけ円滑に学内環境に適応し、快適な学生生活を送ることができるよう、新入生オリエンテーションを実施している。この行事は大学生活を送る上での大学からの注意事項や学生会（上級生）による新入生歓迎も含めた企画として例年実施している。

2. 健康管理

- ・健康管理センターでは学内や病院実習での感染予防対策を進めており、森ノ宮医療大学附属大阪ベイクリニックと連携し、小児 4 抗体および B 型肝炎、インフルエンザの予防接種を実施している。なお、本学の学生においてはワクチンの接種費用を補助しており、一律 2,000 円で接種を行っている。また、当センターには看護師が 3 名常駐しており、体調不良となった学生のサポートを行っている。
- ・学生の福利厚生として本学の学生が森ノ宮医療大学附属大阪ベイクリニックを受診した際の診療費を補助しており、学生の健康増進について支援している。
- ・精神的な問題を抱えている学生は増加傾向にあり、このような学生に対応するために東棟（イーストポート）4 階に学生相談室を設置し、利用学生が他の学生の目を意識せず利用できるように配慮している。

健康管理に関わる学生の支援体制

名称	担当者	開室日数	開室時間
医務室	看護師 3 名	週 5 回	8 : 30 ~ 18 : 00
学生相談室	臨床心理士 1 名	週 5 回	10 : 00 ~ 12 : 00
			15 : 00 ~ 17 : 00

- ・受動喫煙防止法に基づき、学内だけでなく、周辺地域も含めた全面禁煙を実施し、平成 29(2017) 年度には学内外に「禁煙宣言」を行い、平成 30(2018)年度入学生から「禁煙誓約書」の提出を義務付け、全面禁煙化を平成 30(2018)年度以降も継続して実施している。
- ・学生の事故や傷害等に備えて、学生全員が株式会社メディックプランニングオフィスの総合補償制度「Will」に加入しており、加入料は大学が全学を負担して支援している。

3. 人権保護

- ・毎年、人権問題委員会が外部講師を招聘し、全教職員に向けて人権に関するセミナーを行い、ハラスメント等の防止に取り組んでいる。また、令和 6 年度（2024 年度）には学生に関連するハラスメントのフローチャートの見直しを行い、ハラスメントに関する相談があった際に速やかに対応するための体制を構築した。
- ・令和 6 年度（2024 年度）には学生の自分らしさや特性が尊重され、学生生活を送る環境を調えるために、ダイバーシティセンターを設置した。同センターの構成員は副学長（学生支援担当）主導のもと各学科教員、学生の修学に関わる部署の職員で構成され、主には合理的配慮について各所と調整をする役割を担っている。

4. 経済的支援

- ・日本学生支援機構による貸与奨学金、修学支援制度に基づく学費減免などの公的制度のほか、独自の奨学金制度を設けている。本学独自の奨学金においては原則給付型となっており、特性に合わせた経済的支援を行っている。これらの支援制度の概要は学生手帳に記載して学生に周知、適切な時期に説明会を開催することで支援を希望する学生に対して必要な手続きの詳細を説明している。
- ・本学の学生の大部分は親元の自宅から通学するが、遠方から入学して一人暮らしを選択する学生も一定数存在する。そのような学生の状況を鑑みて新たに「ひとり住まい準備奨学金」と「遠隔地出身学生支援奨学金」を設置し、遠方の学生の経済的支援を行っていく。

5. 課外活動支援

- ・学生の課外活動は大きく分けると同好会、公認サークル、部活で分かれており、学内団体はまず「同好会」として設立し、一定の活動基準を満たした団体について「公認サークル」への昇格を認定しており、活動における補助を受けることが

できる。また「公認サークル」は一定の基準を満たすと「部」へ昇格することができる。また、公認サークルよりもさらに補助を受けることができる。

補助については、体育系団体が学外での競技・大会への出場が容易となるよう競技団体加盟金の補助や、学内外において適切な活動ができるよう学外施設使用料に充当することを認めており、学内外での活動がより活発に行えるよう支援している。また、学外で活動する際は舞洲地区のスポーツ施設を利用しており、大学からバスで送迎を行い活動の支援をしている。

本学の学内団体は令和6(2024)年度には16団体を公認しており、学生会が定めた活動再開プログラムを踏まえて活動している。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

今後は学生の個性を尊重し、学習の機会を確保するために様々な観点で配慮が必要となることが予想される。医療系においては学科ごとに専門性が問われることから、きめ細かく調整が必要であるため、教職協働組織であるダイバーシティセンターにて学生のバリアフリーに取り組んでいく。

また、今後は新型コロナウイルスによる影響が残ることを考慮し、学生のメンタルヘルスにおいては学生支援課と学科教員がよりきめ細やかに配慮のもとで対応をしていく。

学生生活全般としては学生支援委員会と学生支援課が連携し、学生満足度アンケート等による調査結果や意見、要望等を踏まえて、学生生活支援の取組みの更なる改善を目指し、アメニティの改善を含め、より快適なキャンパスライフを送ることができる環境づくりに取り組んでいく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

「基準項目2-5を満たしている。」

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

校地、校舎および施設、設備等の教育環境については、大学設置基準を満たすとともに、教育目的達成のため適切に整備されている。また、大学施設全般に関わる運営・管理についても、本学園との連携を図りながら、適切に行われている。また、定期的にメンテナンス委託管理業者との「施設設備会議」を開催して、情報共有しながら維持、運用、管理に努めている。令和5年度(2023年度)は12回開催した。

校地・校舎の面積は下表のとおりであり、大学設置基準を上回る面積を有している。また、学生1人当たりの校地面積は16.24㎡となっており、大学設置基準上適格である。

表：本学の校地/校舎面積と設置基準上必要な校地/校舎面積について

校地面積	(設置基準上必要な校地面積)	校舎面積	(設置基準上必要な校舎面積)
32,936.65 m ²	(18,800 m ²)	28,853.21 m ²	(12,298.8 m ²)

それぞれの整備状況、および管理・運営状況は以下のとおりである。

講義・演習室等は、12人から153人まで収容できるものが64室、実験・実習室が46室あり、講義・演習室のうち40室には、ノートパソコン、ビデオ・DVD等の機器等によりメディアを投影できるプロジェクターが常設されている。また、移動スクリーン、メディア再生機器、可動式プロジェクターも用意されており、授業内容の多様化に対応することができる。教員研究室は個室と共同研究室が83室あり、実習室やラーニング・commons等に近いところに配置され、教員と学生のコミュニケーションが図られる環境が提供されている。各校舎棟には更衣室があり、学生全員に個人ロッカーが準備されている。助産学専攻科生には専用の学生控室が、大学院生には専用の研究室が用意されている。

情報機器の整備状況としては、情報処理室に72台のパソコンが設置されており、講義等で使用されている。自習、レポート作成等、学生が自由に使用できるパソコンとしては、図書館に常設52台、館内貸出用10台、各校舎棟ラーニング・commonsスペースに計8台設置している。学生の持込デバイス活用としては、個人のパソコンやスマートフォンなどのデータを学内設置のコピー機から印刷できるサービスを導入している。

ウェブサイトからの情報を手軽に入手するためのWi-Fi環境としては全校舎棟においてWi-Fi化が完了している。そのほか、学生に対して卒業後も利用できる生涯メールアドレスの配布、在学期間利用可能なマイクロソフトOfficeの無償提供も実施している。

運動施設としては、フットサルコート1面分(サッカーペナルティエリア1面分)の人工芝のコートおよび300mのランニングコースを設けた「スポーツ施設グリーンスクエア」がある。これに加えて、セレッソ大阪と提携し、本学からバスを利用して10分程度の場所に位置する舞洲(まいしま)に、サッカーコート1面を常時優先利用できるグラウンドを確保しているほか「舞洲アリーナ」等の学外運動施設を借り受けし、正課授業や課外活動において活用できるよう配慮している。

食堂「メディカフェ」、書店・売店「グリーンショップ」、カフェ「SAKURA Cafe」については、効率化を図るため、また細やかなサービスを学生に提供するため、専門業者に運営を委託している。運営を委託している業者(本学ではパートナー企業と呼称している。)と共同で食堂運営会議・売店運営会議などを定期的に行い、管理運営の向上に努めている。令和5年度において食堂運営会議は12回、売店運営会議は4回開催した。また、学生に対して毎年「食堂アンケート」を実施し、そのアンケートで挙げた学生の要望等を食堂運営会議で話し合い、食堂の運営やメニューの改善を進めており、カフェについても同様の施策を実施している。また直接学生からの声を聴くため、令和5年度には学生会とのヒアリングも実施した。なお、食堂は11:00から14:45まで、カフェに関しては10:00から17:00まで営業しており、学生、教職員はもとより、近隣の住民等にも利用されている。また、売店は10:00から18:30まで営業している。

安全対策については、学内外の境界に監視カメラ等を設置し集中管理をしている他、施設設備管理担当者や委託先の警備員が随時校内を巡回している。建物については全校舎棟、

耐震基準を満たしている。また、万が一に備え、全学生、全教職員が3日間、1日3食摂取できる分の食料、水を備蓄している。防災対策としては、学生に対して自衛消防訓練を実施しているほか、教職員に向けても定期的に「災害時安否確認メール」のテスト送信や、防災に関するセミナーを実施し、学生および教職員の防災意識の向上に努めている。

省エネやエコ活動についても取り組んでおり、学内照明のLED化、校地内緑化の推進を行っている。

都心部、地下鉄駅前であって、広大な校地・校舎を有するとは言い難いが、大学設置基準を満たす校地、校舎を整備し、その施設・設備は教育課程の運営が可能となっている。また、安全管理面についても、施設・設備は整備され有効に活用されている。

表：校地の面積 (単位：m²)

イーストポート・ウエストポート・食堂棟	7,683.81
チャンネルポート	8,311.43
さくらポート	4,060.99
グリーンスクエア	9,291.02
合計	29,347.25

表：各棟延床面積 (単位：m²)

	イーストポート	ウエストポート	チャンネルポート	さくらポート
1階	2,117.97	1,130.67	2,878.00	1,242.35
2階	1,800.24	824.04	1,204.70	1,162.35
3階	1,750.24	714.59	1,284.43	1,085.85
4階	1,524.70	737.35	1,272.69	1,005.85
5階	-	782.74	1,344.09	925.85
6階	-	702.09	1,449.82	-
7階	-	-	1,505.96	-
合計	7,193.15	4,891.48	10,939.69	5,422.25

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

実習室は、学内に37室有しており、それぞれを各学科の担当教員が管理しているが、学生はその担当教員に申し出れば自習等で自由に使用することができる。令和4年度(2022年度)には「森ノ宮医療大学附属大阪ベイクリニック」を開設し、学生の臨床実習施設として活用するとともに、地域医療への貢献も目指している。また「はり」や「灸」の施術所として「鍼灸臨床センター」を有し、地域の方たちに利用されているほか、本学学生の臨床実習としても使用し、学生の臨床能力向上に一役買っている。

図書館は、36,154冊の蔵書(消耗図書2,110冊を含む)、定期刊行物490種(うち外国書69種)、934巻の視聴覚資料を有し、273席の閲覧座席数を設けている。開室時間は8:00から20:30で、年間約312日開館している。図書・学術雑誌の整備については、図書館運営委員会がそれぞれの教育・研究組織のニーズを集約して選書を行っている。また、学生や

職員からも要望や利用動向などを聞き取り、最新の出版情報等から必要な資料を提供している。また、専任教員や大学院生に対して、研究活動支援のために時間外・学外からの研究データベースの閲覧についても容易にアクセスできるように便宜を図っている。加えてデータベースの検索や電子書籍の利用に関する研修会などを行い、学生や教員の利用促進を図っている。なおグループ学習室やパソコンスペース、自習スペースなど利用する学生は年々増加しており、学習の場としても貢献している。

表 2-5-3

各棟の主な用途別面積

(単位：㎡)

	イーストポート	ウエストポート	キャナルポート	さくらポート	合計
講義室	1,387.50	360.0	1,467.43	1,332.33	4,547.26
実習室	1,065.60	1,048.00	1,853.34	543.64	4,510.58
実験室	182.80	147.0	90.47	44.50	464.77
演習室	116.80	249.0	269.82	230.40	866.02
教員研究室	470.30	498.0	608.97	406.16	1,983.43
研究室	57.10	109.0	57.69	-	223.79
図書館	-	-	927.21	-	927.21
体育館	-	-	1,323.22	-	1,323.22
体育施設	-	-	137.67	-	137.67
講堂	489.50	-	-	-	489.50

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学では、全校舎棟にエレベーターを2機ずつ設置し、それぞれ1機は車椅子兼用エレベーターである。また、校地内において大きな段差のある箇所はほぼ無く、車椅子での校舎棟間の移動は容易である。貸出用の車椅子は各校舎棟の共用部に設置しており、緊急時には誰でも使用できるようになっている。多目的トイレも各校舎棟に設置しており、身体が不自由な学生や来学者も利用しやすい環境づくりに取り組んでいる。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は、基本的に150人を超える大人数教室の授業は開講していない。英語等語学に関する科目については2クラスに分け教員の指導が学生一人ひとりに行き渡る体制を整えている。また、各学科の専門科目における実習等の科目については授業効果の向上を目的として受講人数に応じ2クラスへ学生の分配を行っている。クラス分割が難しい科目については複数の教員やTA等非常勤助手を配置し、きめ細かい指導体制を整えている。

(3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

校舎内においては、学生の自習スペースとして、椅子やテーブル、ソファを共用部の随所に設置し、休憩や談笑ができるスペースとしても学生に利用されている。この他にも、各校舎棟にラーニングコモンズを設け、学生が自習等で自由に利用できるほか、教員と学

生の面談等にも利用されており、今後の学生数増加に向けより一層の共用部の利便性の向上を図っていく。また、桜棟の「SAKURA Café」、葵棟の「葵ダイニング」は食堂営業時間帯以外を除き学生に開放されており、自習や休憩スペースとしても活用されている。

また、体育館や「グリーンスクエア」等の運動施設については、授業や課外活動で利用されているほか、昼の休憩時間にも学生に向けて開放しているため、安全な施設の維持・整備を行い学生生活の充実に寄与していきたいと考える。

なお、施設・設備に関しては随時改善を図っているが、今後は老朽化への対策をはじめ新しい機械・機器や情報機器設備についても、厳格な予算管理のもと計画的に新設、更新をおこなっていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

年1回の授業評価アンケートおよび学生満足度調査委において学生からの評価や要望、学生生活の現状把握に努めている。授業評価アンケートにおいては兼任講師を含む全ての教員に対して年2回実施しており、授業の満足度や教員の質問に対する対応、授業資料等について満足度を調査している。あわせて科目ごとに自修時間の調査も実施しており、単位の実質化に向けたデータ収集にも役立てている。それらの結果をもとに教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて学修成果の点検・評価を行っている。学生の授業評価アンケートは、趣旨説明や回答期間の周知を徹底しながら、「MORIPA」で実施しており、授業改善を図るための貴重な情報収集の場となっている。また教員には自身の授業の振り返りと学生からの意見を基に、より良い授業にするための改善策を記載する仕組みである「リフレクションペーパー」の提出を義務化しており、自身の授業を振り返ることのできるツールとして活用している。また、アンケート結果で一定の水準を満たさない教員は段階的に上席との面談、改善策の策定を行い、自己点検評価・FSD 委員長、学部長、研究科長、学長へ書面で報告することとしている。高評価の教員については学内での表彰と見学推奨授業として動画授業などで見学できるよう仕組みを構築している。

学生満足度調査においては学生支援委員会が所管し、全体的な授業やカリキュラムの満足度、課題の負担、教職員対応等の満足度を調査し、別途自由記載のコメントも集約している。調査結果を基に各学科、研究科、事務局等の改善点について年1回報告会を開催し、教職員間で共有している。これらの結果に対し学生支援委員会が改善策等を掲示し、内容によっては直ちに改善に着手している。また、学生満足度の結果については学生会にも開示しており、年1回大学側とディスカッションする場を設けており、学生からの意見を聴取する場を設けている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

本件に関し、重要なことは教職員間の情報共有による課題の共通認識と考えている。学生数増加に伴い情報量が増加して行く中で、情報収集のスピードが遅くなり対応が遅れ、学生満足度の低下につながらないような対応をしていく。また、満足度の向上も重要であるが、それ以上に満足していない部分の分析・改善が重要項目であると考えている。各種調査による定期的な情報収集の継続と適宜学生の要望や意見を収集できる学生相談業務の更なる充実はもちろんのこと、教員、職員、そして経営陣と密に連携をとり常に学生の意見を拾い上げ、反映できる仕組みについてハード面、ソフト面、双方での充実を図っていく。

【基準 2 の自己評価】

本学の理念、教育目的等を踏まえ策定されたアドミッション・ポリシーに基づいて学生募集活動を行い、それらに応じた入学試験を実施することで収容定員を満たす学生を確保している。また、入学後の学生については学修、課外活動、学生生活、進路など様々な面から学生を支援できる体制を教職協働で構築している。これらの体制について、学生の要望等に応えることができているのかを確認するために定期的に学生満足度調査や授業アンケート等を実施し、学生の要望等に耳を傾けている。各種調査では全ての項目において、学生を主眼とした対応策の検討と実施に努めており、優先順位を定めて適宜対応を行っている。

学生生活の支援体制については教員、職員が教職協働により学修、進路、学生生活をサポートする「トリプルサポート体制」が機能しており、学生からも一定の評価が得られている。学修については「学修支援センター」によるリメディアル科目や医療に関する専門基礎科目への学修支援、各学科や教員による国家試験に関する対策などの充実、進路については「キャリアセンター」、学生支援室による教職協働での支援、学生生活においては「健康管理センター」や学生支援課による健康相談、メンタルヘルス、学生相談等の支援体制、奨学金については本学独自の奨学金制度、課外活動においては学生支援委員会や学生支援課による教職協働での支援等を実施している。学修環境においては学生が学修に集中できるよう、広さ、設備を備え、バリアフリーに配慮した環境を整備している。

以上のことから基準 2 要件を満たしていると判断している。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

各学部の教育目的については森ノ宮医療大学学則第 1 条に以下の通り定めている。

(目的)

第 4 条の 2 前条第 1 項に定める各学部の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 看護学部は、豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療とヒューマンケアリングを創造的に実践できる確かな専門知識と専門技術ならびに医療人としての態度を身につけた人材の育成を目的とする。

(2) 総合リハビリテーション学部は、豊かな感性と高い倫理観に加え、リハビリテーション領域の役割と共通点の理解を促進し、チーム医療においてリハビリテーションを主体的に担うための専門的知識と専門技術を持ち、他職種に関する幅広い知識と協調性・コミュニケーション能力を有する専門職医療人の育成を目的とする。

(3) 医療技術学部は、豊かな感性と高い倫理観に加え、生命の尊厳を認識し、個々の人格を尊重できる寛容性と社会的倫理観を備え、チーム医療において科学的根拠に基づく問題解決能力を有し、患者本位の医療を選択、実践し得る指導的人材の育成を目的とする。

また、大学院保健医療学研究科の教育目的については森ノ宮医療大学大学院学則第 1 条において以下の通り定めている。

(目的)

第 1 条 本大学院は森ノ宮医療学園建学の精神に基づき、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、臨床の実践に求められる幅広い知識と高度な専門技術を有する専門職医療人を育成することにより、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とする。

本学では中教審大学分科会大学教育部会のガイドラインに基づき、上記教育目的の達成を踏まえた学部及び学科ごと、大学院及び専攻ごとのディプロマ・ポリシーを策定している。また、ディプロマ・ポリシーについては、大学案内や学生手帳、本学ホームページで学内外への公表およびオリエンテーション等において学生に説明し周知を図っている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学ではディプロマ・ポリシーを基にカリキュラム・ポリシーを定め、それに即した内

容で各科目を配置し、シラバス内に単位認定基準を記載している。各科目の成績評価基準及びディプロマ・ポリシーとの関連性についてシラバスに明記することで学生に周知を図っている。これらの関連性や単位認定基準の妥当性については学部長や学科長、研究科長等、第三者によるシラバスチェックが行われている。また、学生がディプロマ・ポリシーに即した能力を段階的に修得できるよう、一部の専門科目には先修条件を設けており、段階的な知識や技術の修得方法について、教員よりこの条件を基に履修指導が行われている。卒業・修了に至るまでの履修や単位修得方法等について、これらの基準や教員による指導等を基に卒業・修了までの支援を行っている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定に関する成績評価基準については「成績評価ガイドライン」を策定し、科目や担当教員ごとの成績評価における偏りをなくすよう定めているほか、成績評価方法においてもすべての科目のシラバスに記載するように定めており、学生は常に成績評価方法を把握できる状況となっている。また、GPA (Grade Point Average) に関する運用を定めた「GPA 制度に関する細則」は GPA の数値が一定基準を満たさない学生について教員等から今後の履修方法や学修方法等について面談指導が入ることなどを定めており、細則の通り運用されている。

また、大学院保健医療学研究科の成績評価基準については、学部と同様にすべての科目のシラバスに記載されており、学生は常に成績評価方法を把握できる状況となっている。また、学位の審査基準については「学位審査（修士課程）に関する細則」、「学位審査（博士後期課程）に関する細則」に論文の提出方法、最終試験、審査方法等について定められており、細則の通り運用されている。

なお、成績評価の厳格化および学修成果の可視化の観点から、全学共通の「森ノ宮医療大学 コモンルーブリック」を作成し、授業での活用を進めている。

また、卒業、修了認定においては所定の授業科目を履修し単位を修得した者を対象に判定を行い、学則の定めに基づき教授会および研究科委員会において意見を集約し最終は学長が卒業ならびに修了を認定する。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

成績評価、卒業、修了判定については現在も学則に基づいた学内規則等に準じて厳格に運用され、成績評価方法についてもシラバスに明記することで学生に周知を行っているが、成績評価基準に関しては、既に導入しているルーブリック評価の内容の検証、見直しを継続的に実施することで、より充実を図りたい。

また、ディプロマ・ポリシーの達成度を図るためのアセスメント・ポリシーを軸とした PDCA による点検・評価の結果を踏まえた改善への取り組みを強化していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学ではそれぞれのディプロマ・ポリシーと一貫性を持ち、ディプロマ・ポリシーで掲げている人材へと成長させるための教育課程編成・実施方針を定めたカリキュラム・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーには教育内容、教育方法、学修成果の評価方法が定められており、それらに沿った授業を実施することで、適切に運用が行われている。カリキュラム・ポリシーについては大学案内や学生手帳、本学ホームページでの学内外への公表およびオリエンテーション等において学生に説明し周知を図っている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学ではカリキュラム・ポリシーをより学生が理解できるよう体系的に表現するために授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連を表したカリキュラムマップを作成している。また、シラバスに当該科目とディプロマ・ポリシーの関連性が明確となるようにそれぞれの科目の到達目標等がディプロマ・ポリシーのどの項目に該当するか明記している。上記によりカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を明確にすることで、学生に周知するとともに理解度の向上に寄与している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーをより学生が理解できるよう体系的に表現するために授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連を表したカリキュラムマップを作成している。カリキュラムマップを作成することで、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を明確にし、学生に周知するとともに理解度の向上に寄与している。また、学生自身が履修している科目の位置づけをより理解できるようにシラバスに授業の到達目標や各回の授業内容、予習復習の内容等、単位の実質化を見据えた内容が明記されており、学生の授業に対する理解度をより深めることのできる内容となっている。単位の実質化については学修時間数の確保だけでなく、適切な学修量を確保するため半期・通年ごとに履修登録単位数の上限（CAP 制）を設け、必要以上に学生に負荷がかからないよう配慮している。

3-2-④ 教養教育の実施

本学では教養科目群、共通科目群、学科専門科目群における専門基礎分野等までを「共通教育科目」として「森ノ宮医療大学 共通教育センター規程」の第2条に定義されている。それぞれの科目群は学生手帳の履修案内において、以下のように定義されている。

<教養科目群>

人として社会人として必要な知性と教養を身につけ、人格を磨き、医療に携わる者とし

ての品位と倫理観を養うための科目である。

＜共通科目群＞

各学部各学科の学生が、共通する科目を受講する医療の基礎となる科目である。

＜学科専門科目群＞

それぞれの学科において必要な学識と技術を学び、はり師、きゅう師、理学療法士、看護師、臨床検査技師、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、言語聴覚士として社会的自立を図り、社会に貢献しうる能力を養うために学ぶ科目である。

これら科目の全学横断的・基盤的な教育推進組織として「共通教育センター」を設置している。当センターの目的としては、全ての学生が文化・社会・自然に関する広く豊かな知識に触れ、さまざまな体験を通して他者との円滑な交流や自立した生活に必要な知識・技能を獲得し、社会人として備えるべき倫理観・責任感を醸成すること、さらに将来、医療従事者として社会に貢献するに当たり、基礎医学ならびに臨床医学に関わる幅広い知識の修得に必要な自立的学習の基盤を形成することを目的としており、これら教養教育の内容検討、実施等を行っている。当センターは「共通教育科目」を担当する本学常勤教員と事務局職員で構成され、教職協働で運営が行われている。本学で定める「共通教育科目」の教育や研究の充実、カリキュラムや科目担当者の検討などを当センターの会議で実施している。また各学科、教務委員会、学修支援センター等と連携して教養教育やリメディアル教育実施のための企画、運営や調整、国家試験対策支援業務を行っている。これらを円滑に進めるために共通教育センター長が教務委員会や自己点検評価・FSD委員会、学修支援センターの構成要員となることで連携体制も構築されている。これによりに教養教育実施のための体制整備がなされている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫・開発と効果的な実施については自己点検評価・FSD委員会において年2回実施されている「授業評価アンケート」の結果を基に学生の要望や教員の振り返りのコメントなどを集約し、学生に向けて学生向けポータルサイト（通称：「MORIPA」）等で公表を実施している。これらの情報を基に自己点検評価・FSD委員会が主となり、全学を対象とした授業の進め方に関するFD研修会の開催や授業をよりよくするための方法や手法に関するマニュアルなどを作成し、教授方法等の向上に努めている。教員の自己研鑽の一助としてアクティブ・ラーニングなどの授業方法を取り入れた推奨授業の動画を教員向けに公開する仕組みを取り入れている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

進歩や発展を続けていく医療を取り巻く社会情勢と課題を考慮し、幅広い知識と高度な専門技術を有し、チーム医療の実践に求められる豊かな感性と高い倫理観を備えた専門職医療人を育成することを継続的に推進して行くとともに全学的な教学マネジメントの強化を目標に計画を立案している。教育課程の編成・実施方針、教育プログラムの策定、教授方法の工夫・開発等においては、FD・SD活動を通して教職協働で継続的に改善に取り組む。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では学部、大学院、専攻科において策定された三つのポリシーを踏まえ各科目における到達目標の設定をシラバスに明記している。また、シラバスの内容が適正か否かについて、学科長や研究科長による点検を実施することでディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに即した内容が反映されているかなどについて確認が行われ、ポリシーの水準を維持するように努めている。これらを基に教育の質が担保できているかについて現状を把握するために教務委員会において各学期末の全学生の GPA を抽出し、成績分布などについて確認を行っている。GPA の結果により、一定の基準を満たさない学生に教員による指導や保護者を交えての面談指導などを行っている。

また、本学の学部生は全員が国家試験受験対象者となっているため、国家資格取得状況と在学中の 1 年次から 4 年次までの成績などを分析し、教育内容・方法の改善やカリキュラム改変等に活用している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では学部、大学院、専攻科において自己点検評価・FSD 委員会が中心となり、兼任講師を含む全ての教員に対して学生からの「授業評価アンケート」実施し、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて学修成果の点検・評価を行っている。学生の授業評価アンケートは、趣旨説明や回答期間の周知を徹底しながら、「MORIPA」で実施しており、授業改善を図るための貴重な情報収集の場となっている。また教員には自身の授業の振り返りと学生からの意見を基に、より良い授業にするための改善策を記載する仕組みである「リフレクションペーパー」の提出を義務化しており、自身の授業を振り返ることのできるツールとして活用している。また、アンケート結果で一定の水準を満たさない教員は段階的に上席との面談、改善策の策定を行い、自己点検評価・FSD 委員長、学部長、研究科長、学長へ書面で報告することとしている。高評価の教員については学内での表彰と見学推奨授業として動画授業などで見学できるよう仕組みを構築している。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

「授業評価アンケート」は学生からの意見収集ツールとして、また自己点検ツールとして本学教育力の向上に大きな役割を担っている。今後はこれらの授業評価を人事評価と結びつけることで、さらに精度を高め教員の育成と学生の満足度をより向上できるような仕

組みへ作り上げて行く。

【基準3の自己評価】

本学では学部、大学院、専攻科において三つのポリシーを定め、それに基づいた成績評価や授業運営が行われている。成績評価、卒業、修了判定については3つのポリシーを踏まえ、学則に基づいた学内規則等に準じて厳格に運用されている。シラバス、カリキュラム編成、授業の進め方など授業運営についても教務委員会、共通教育センターにおいてピアレビューを実施することにより、質的確保に努めている。また、授業方法の改善などについては授業アンケート、推奨授業の公開等により学生、教員のあらゆる視点から情報を収集し、各学科等でこれらの情報を基に授業運営や教育課程の編成等について改善策等を検討し、FDやSDの場で情報共有を行っている。教育課程の編成等においても常に医療現場等の外的環境の変化や課題について理解するとともに、授業評価アンケート等で、学生からの意見を収集し、授業運営に反映する仕組みを構築している。また、単位認定等、学修成果においても一定の基準を定め厳格に運用し、シラバス等で可視化することにより学生にも理解を求め、学修指導等に活用している。上記内容を踏まえ、基準3は要件を満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学学則および大学院学則に則り、大学・大学院に関する意思決定及び業務執行の最高責任者としての職責を有している学長は、原則として毎月開催される教授会や大学院研究科委員会において会議を招集し、教授会の議長を務めている。本学の教授会は、「森ノ宮医療大学 教授会規程」に則り、理事長、学長、副学長、教授、准教授、専任講師、事務局長等で構成している。そして審議内容は、学長から諮問を行い教学に関する重要な事項を教学組織だけでなく、理事長や事務組織も交えて協議し、最終的に学長が決定している。また、助教や助手も含めた教員や職員も教授会に陪席が認められており、教学関係の情報共有を行うとともに、多くの教員や職員からの意見を取り入れる機会として活用している。

また、大学院研究科委員会については、「森ノ宮医療大学大学院 研究科委員会規程」に則り、研究科長が議長となり、教授会同様に学長の諮問機関として運営している。教授会構成員も出席は認められており、教員から広く意見を取り入れ、最終は学長が判断している。

学長の補佐体制として本学は、6 人の副学長を配置し、それぞれ「卒後教育」「連携病院」「教育」「学生支援」「研究」「看護・助産」を担当している。この分担により、学長が指し示す方針と方向性について、副学長は必要に応じて意見を具申するなど、学長の意思決定や業務執行の一部を補佐しており、教授会や大学院研究科委員会及び管理運営会議と連携し、学長が大学全体を見渡し、的確なリーダーシップを発揮しながら運営可能な体制を構築している。

また、本学における教育研究水準の維持向上を図ることを目的として、学長が大学全体として推進するプロジェクトを運営するため、「研究支援センター」に「森ノ宮医療大学 学長事業推進部会」を置き、学長が指示する重点戦略課題の推進に関する企画、提案、計画の実行など、事業ごとにプロジェクトチームを運営できるよう「森ノ宮医療大学 学長事業推進費に関する規程」を整備している。また、学長のガバナンス強化のため、令和5年度(2023年度)から「学長室」を組織編制し、学長のリーダーシップが発揮できる体制を強化している。

学生の退学、停学及び訓告などの処分の手続きに関する事項については、大学学則第48条に則り実施するほか、懲戒処分が必要な場合は、「森ノ宮医療大学 学生懲戒規程」を定めており、学長が委員長となって懲罰委員会を開催し、最終判断は学長が行っている。

医療系総合大学の特徴を生かし、大学における管理・運営に関する業務全般に対して、学長のリーダーシップを発揮できる環境を整えるとともに、理事長や役員らとのコミュニケーションを活発に実施し、効率的かつ円滑に管理運営会議、教授会、大学院研究科委員会等が運営されており、適切な大学の方針や意思決定の伝達、執行されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

法人および大学の業務遂行のために「学校法人森ノ宮医療学園 組織規程」（以下、「組織規程」という。）を定め、権限の適切な分散と責任については「学校法人森ノ宮医療学園 法人本部業務分掌規程」及び「森ノ宮医療大学 業務分掌規程」（以下、「業務分掌規程」という。）により、各部署の果たす役割を明確にしており、大学における教育研究を事務組織全体で支援する体制を整えている。

本学は、教授会の諮問組織として自己点検評価・FSD委員会、教務委員会、人権問題委員会教職課程委員会、学生支援委員会等の各委員会を設置しており、大学院は大学院研究科委員会の諮問機関として大学院教務委員会、大学院自己点検評価・FSD委員会を設置し、それぞれの規程に沿って運営している。

各委員会には教員および職員を配置しており、全学的な教学マネジメントに取り組んでいる。中核になる教務委員会には、副学長（教育担当・学部長兼務）を委員長に指名し、学長を補佐し教学マネジメントを統括している。

そして教学マネジメントを実践するため「森ノ宮医療大学 業務分掌規程」に則り、教職協働組織である各センターを設置している。

教育の充実を目的とした教職協働組織としては、学生の基礎学力向上や国家試験対策を支援する「学修支援センター」、共通科目の教育および研究の充実、教育に関する調整を行う「共通教育センター」、教職に関する業務の集約化を図り、教職を目指す学生を支援する「教職支援センター」、卒業教育のさらなる充実を図る「卒業教育センター」のほか、地域貢献を目的とした「地域連携センター」や多職種連携教育の更なる充実を図る「IPEセンター」が設置されている。

学生生活の充実を目的とした教職協働組織としては、学生の健康上の問題、悩みの相談援助などを行う「健康管理センター」、就職及び進路選択の調査・分析並びにキャリア支援を行う「キャリアセンター」、学生の国際教育を推進し、国際交流を図る「国際交流センター」、卒業生組織である校友会との連携を図る「校友センター」が設置されている。

研究の充実を目的とした教職協働組織としては、学術研究に関する業務支援を行う「研究支援センター」、鍼灸関連情報の収集、評価などを行う「鍼灸情報センター」が設置されており、インクルーシブ医科学研究所、動物実験施設などの研究機関も設置、運営を行っている。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の確保を目的とした教職協働組織として、募集広報戦略の検討、分析を行う「入学広報センター」、適正な入試制度の検討、適正な入試運営を行う「入試運営センター」を設置している。

各センターで審議を経た内容は管理運営会議や教授会でさらに広く検討を加えた上で、最終的に学長が決定している。

これら各委員会及びセンター設置により権限の適切な分散、責任の明確化に配慮した教

学マネジメントを構築している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

系統的、能率的に目標を達成するために、「学校法人森ノ宮医療学園 組織規程」を定め、必要な職員を配置している。また、大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図り、教学マネジメントを機能的に遂行するために、教職員が一体となって協働する必要性を認識しており、職員が教授会も含めた各委員会、各センターの構成員として参画しており、専門性も含めた適切な職員配置に努め、教員と職員等との適切な役割分担の下で、教職協働による連携体制を確保し、その職務が効率よく実現されるよう組織体制を構築している。

管理運営会議は、理事長、学長のほか、教員の学科長や職員の管理職で構成され、大学の運営等、全学的な重要事項の審議や教学に係る検討、調整など教授会に先立って開催しており、その分野に専門性の高い教員・職員の意見を聴取する機会を設け、学生の入学、進級や卒業等、さらに休退学等に関わること、カリキュラムや配当年次など教育課程と国家試験に関わること、教員の採用と承認など、教学マネジメントの重要な項目についても網羅し、教職員が一丸となって、一堂に会して合議できる会議体を持つことにより、教学マネジメント体制の機能性を確保している。そして最終的に教学組織に関するところは教授会や大学院研究科委員会において意見を聞いた上で学長が決定している。また、大学経営全般に関わることについては、大学経営・質保証会議で協議し、理事会および理事長が状況を把握のうえ、決定している。

職員の採用については、「学校法人森ノ宮医療学園 就業規則」に基づき、法人本部にて調整のうえ、理事長が最終決定を行っている。また、職員の所属部署および個人の目標管理による人事考課制度を取り入れ、面接等も定期的実施しており、考課の結果も勘案し適材適所に配置しているほか、「学校法人森ノ宮医療学園 人事考課規程」「学校法人森ノ宮医療学園 職位規程」「学校法人森ノ宮医療学園 賃金規程」に基づいて昇給や昇格にも反映している。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

平成19(2007)年、本学の開設時は、1学部2学科の収容定員480人の小規模大学としてスタートしたことから、当初から教職協働により全学体制をとりつつ、教学マネジメントは柔軟に行われてきた経緯がある。令和6(2024)年度には、3学部8学科を擁する収容定員2,000人を超える大学へと規模拡大している中、権限の適切な分散と役割の明確化、教学マネジメントの意思決定における学長のリーダーシップ等、その機能性の向上はその重要性を増している。本学が標榜する「チーム医療教育(IPE)」のさらなる深化や教員の共同研究の活性化を図るため、学部単位での学科間連携を強化し、更なるマネジメント体制の強化や適正化を図っていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発

と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学学部各学科、大学院研究科の教員の現員数は、「認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1」に記載の通り大学設置基準、大学院設置基準、各職業に関連する指定規則等、法令基準に則り適切に配置されている。

専任教員の採用については公募により行い、将来を担う次世代人材の採用や育成についても積極的に行っている。本学では「森ノ宮医療大学 教員目標管理規程」に基づき、年度ごとに教員の目標設定、結果報告を行っている。教員の昇任については、「森ノ宮医療大学 教員等選考規程」に則り、目標の結果、および教員の実績等を考慮し、学科長の推薦を受けて、教員選考委員会にて検討している。教員選考委員会は学長、理事長、学部長、研究科長、学科長に加え、教授会や大学院研究科委員会から推薦された教員で構成されており、様々な意見を集約できる仕組みを構築している。教員選考委員会で検討された結果については、学部人事であれば教授会、研究科人事であれば大学院研究科委員会において協議し、学長の承認を経て決定しており、これは採用についても同様である。また、より専門的な医療知識を必要とする科目や本学専任教員で補うことのできない一般教養科目等においては、経験が豊富な兼任講師を活用し教育内容の充実を図っている。

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教育、研究、臨床を通じて広く社会に貢献を果たすため、それらに携わる教員の資質の維持向上を目的に自己点検評価・FSD 委員会および大学院自己点検評価・FSD 委員会を設置し、方策を立て実施、改善を図っている。

具体的な実施施策としては、まず学生による授業評価アンケートを実施しており、令和元(2019)年度までは前期と後期に1回ずつ全教員が最低でも年に1度は評価されるよう対象になる科目を設定し限定的に実施していたが、令和2年(2020)度からは学生の授業評価アンケートについては全科目を対象とし実施しており、学生は対象科目について、学生向けポータルサイト「MORIPA」を使用しスマートフォン等から評価を行っている。

また教職員による「公開授業（授業見学）」も実施しており、半期ごとに各学科で開講される科目1科目以上の授業見学を必須とし、相互評価を行っている。

各科目の評価結果は自己点検評価・FSD 委員会をおよび大学院自己点検評価・FSD 委員会を通じて各教員にフィードバックするとともに、教務課において結果分析を行い、総括を学内に公表する。その後、各教員に向けて報告会を実施し、各学科長からもコメントが出される。そして、指導・改善等を要するなどの対象になる教員には学長、学部長、学科長から直接面談・指導を行うことや、教員相互で討議、意見交換を行う等、教育活動の向上・改善に活用している。

一方で自己点検評価・FSD 委員会および大学院自己点検評価・FSD 委員会では組織的

な教育活動改善への取り組みを担当しており、「教育方法改善部会」を設置し、経験の浅い教員に対して教育方法の改善・指導する体制を整える等、今後もより質の高い授業を提供できる取り組みを続けていく。

その他、大学院が主催する「大学院学術セミナー」を年に4回開催し、各教員が現在取り組んでいる自身の研究成果や進捗状況などを本学教職員や学生、外部の参加希望者に対して講演し、教職員からの質疑応答に対応しているほか、今後の研究の予定などについて発表している。これは研究情報を多分野の研究者が共有し、共同研究への発展などに資することはもちろん、より研究の高度化を目指すために教職員間でのピアレビューを兼ねている。また、年に数回、各医療資格や大学運営に関連する知識や経験を有する外部講師を招聘してセミナーを開催している。これらセミナーの内容や実施時期については、自己点検評価・FSD委員会、および大学院自己点検評価・FSD委員会で企画検討が行われ、実施運営がなされている。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

教員については各法令等コンプライアンスを遵守し、人材の確保が行われている。また、採用、昇任等についても教員選考委員会にて教学の管理職だけではなく多方面の意見も集約することで、透明性の高い公平な仕組みが構築されている。今後はこれらの仕組みを更に深化させ、将来を見据えた人員確保の計画や育成制度の充実を図り、常に潤沢な人的資源が確保できている状況を目指す必要性を認識している。

また、本学が今後も教育目的を実現していくためには、教員自身が社会情勢の変化に対応し、最新の知識や技術を修得していく必要がある。したがって今後も専門職業人の養成に必要な教員数の確保だけでなく、最新の知識や技術の教授に必要なFD研修や各種発表会等を通して教員育成を行い、教員の質向上に努めていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

SD等の企画・立案においては人事制度などに基づき、法人本部学園総務室と連携し、自己点検評価・FSD委員会および大学院自己点検評価・FSD委員会において年度計画を検討のうえ、実施している。

新規に採用される教職員に対しては、毎年4月1日の辞令交付式の後に新入教職員に向けたオリエンテーションを行い、理事長、学長から建学の精神や新入教職員に対しての講話をはじめとして、教学教育システムや学内システム等、本学教職員として身に付けておくべきことについて、各部署の担当者から説明がなされている。なおこのオリエンテーシ

ョンについては新入教職員以外の教職員も参加可能としており、学内における業務知識の共有を図っている。

SDに関する研修会は毎年2回以上開催しており、令和元(2019)年度においては全ての教職員を対象とし、研究費の取り扱いやリスクマネジメントをテーマにセミナーを実施したほか、オンラインでコンプライアンス研修、および情報セキュリティ研修を開催した。また、新卒採用者を対象とした新卒研修の実施や、他大学と連携して、課題形成・目標設定等に関する合同研修を実施するなど、大学職員に必要な知識、技能の取得、資質向上を図る一方、目標管理などの人事評価制度を導入し、職員の能力向上に取り組んでいる。その他、各部署において必要とされる能力開発のための学外セミナー受講や、資格取得等積極的に自己研鑽に励むよう働きかけ、教育研究活動等の支援に繋げている。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

各部署において必要とされる能力開発のための学外研修や資格取得等については、大学が費用を負担し、積極的に資質・能力向上の機会が与えられており、今後も継続していく。また、学内研修についても学園として求める人材育成を目的に研修体系を整備するとともに、本学の教育目的を達成させるため、各部署の状況を加味した内容の研修計画の企画、実施に向けたより一層の研修体制の確立を目指していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4の自己判定

「基準項目4-4を満たしている。」

(2) 4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

大学は教育機関であると同時に研究機関であり、優れた研究成果の発信・社会への還元は大学の社会的使命である一方、整った研究環境で構築される研究力は学生教育にも大きく寄与するものであると考えられる。この観点から本学は、学生教育の充実のみならず、教員の研究推進も重要課題と捉え、優れた研究機関であるために、研究者の研究活動を多面的かつ緻密に支援する教職協働組織「研究支援センター」を配置している。「研究支援センター」は研究支援に特化した専門的部署であり、文部科学省科学研究費助成事業をはじめとする種々の公的研究資金の採択経験、また医療系分野での豊富な研究経験と論文業績を有する教員が配置されている。また、職員も配置される教職連携部署であり、研究支援に関する様々な取り組みの機動的な稼働を可能としている。研究者と職員で構成される「研究支援センター」は、大学研究体制におけるメンターの役割を果たし、若手研究者のみならずすべての研究者の研究活動におけるアドバイスをを行う機能を有している。また、事務的な支援も充実させており、外部資金研究費や個人研究費等の内部資金研究費のネットワーク上での管理を行うことで研究者に利便性を提供し、研究費執行に関しても適正執行を

支援・確認できる体制を整備している。加えて研究者の業績管理もシステムを用いて「研究支援センター」で一括して行い、各研究者の業績把握による個別研究支援やタイムリーな研究業績発信を目指している。また、外部研究機関・企業との共同・受託研究についても把握できるシステムを構築しており、契約書のチェック・研究費の管理・特許取得等の支援を行い、産官学連携も推進している。

本学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正）」に準拠した研究機関体制を構築し、研究倫理醸成や研究・研究費不正防止にも注力しているが、これらも「研究支援センター」が主となって実施されている。これを可能とするため、「研究支援センター」には下部組織として、「動物実験部会」「研究倫理審査部会」「紀要編集部会」「利益相反部会」「防止計画推進部会」「遺伝子組換え実験安全部会」「微生物等安全管理部会」の7つの専門部会を設置し、これら各部会は、研究支援センター員のみならず各分野での専門知識を有する研究者・外部有識者等で構成され、本学において研究活動を適切かつ円滑に行えるよう体制を構築している。また、各専門部会に関する事務処理（会議の調整、資料・議事録の作成等）については、「研究支援センター」に所属する職員が行い、部会員の事務的な負担の軽減に努めている。

学生の研究環境の整備については「学生満足度調査」の設問の中で意見等を聞いており、その内容を集計し、改善を図っている。

動物実験については東棟に動物実験室・動物実験施設準備室・動物飼育室を設置し、文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」ならびに環境省の「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛軽減に関する基準」に則って、動物実験の実施体制と飼養保管体制を整備している。本学は平成29(2017)年度に、公益社団法人日本実験動物学会外部検証委員会から、自己点検・評価に対して、動物実験に関する外部検証を受けた。その結果、動物実験施設運営に関する外部機関の評価を得ており、本学ホームページにて公表している。

本学の研究成果については、「紀要編集部会」を中心として「森ノ宮医療大学紀要」を発刊しており、森ノ宮医療大学学術リポジトリにより、オープンアクセスとして積極的に公開している。令和5(2023)年度の学術リポジトリによる本学紀要の閲覧回数は16,750回、ダウンロード回数は57,895回にのぼり、本学の研究成果に対する関心の高さを表している。

本学では、独創的な研究支援による研究の一層の活性化・高度化・社会発信、さらにはそれらを通じて大学全体の研究力向上を図るため、学長のリーダーシップのもと以下の取組を実施している。

○科学研究費助成事業研究計画調書閲覧制度

科学研究費助成事業の応募支援・促進・採択件数の増加を目的として、過去（現在）に採択された科学研究費助成事業研究計画調書を開示し閲覧可能としている。

○学長奨励研究費（研究基盤構築型・発展的研究体制構築型）

本学内において研究テーマを公募し、研究者個人または効率的なチーム研究体制や学科横断・領域横断的な共同研究による研究活動を支援することで、若手研究者育成や全学的な研究力の向上、様々な分野の研究者の協働による新たなかつ相乗的な知の醸成を図ることを目的として実施している。

研究基盤構築型の応募条件は、科学研究費助成事業が不採択であるものの、審査結果の順位が原則として A（不採択となった課題の中の上位約 20%）であり、翌年度の科学研究費助成事業へ応募するものとしている。採択された研究者に対しては、学長奨励研究費（1 課題あたり 500,000 円以下）を配分し支援することとしている。

発展的研究体制構築型の応募条件は、本学内における複数研究者による効率的な研究体制あるいは学科横断・領域横断的な共同研究により実施する研究課題であり、自由な発想でステップアップが見込める研究で、PubMed 掲載誌等への年間 5 編の英語論文出版を目標とするものとしている。採択されたチームに対しては、学長奨励研究費（1 課題あたり 2,000,000 円以下）を配分し支援することとしている。

○学長賞（優秀論文賞）による表彰

研究活動の促進、研究発表論文投稿の奨励、並びに優れた論文を広く社会に公表することで本学の学術研究の振興を図ることを目的として、優秀論文発表者に対して学長賞（優秀論文賞）を授与する制度を設けている。受賞者については学内のみならず本学ホームページにおいても公表し、本学研究者の研究意欲の向上を目指している。

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正）」等、関係省令、各種研究関連ガイドライン・指針に準拠した研究機関体制を構築できている。施設・設備面でも、「研究支援センター」管理の実験室・実験機器・実験設備等を研究者が積極的に活用して研究に取り組んでいる。また、「研究支援センター」がすべての研究者を対象として研究活動に対するアドバイスを行うメンターとしての役割を果たしており、さらに競争的研究資金獲得支援、適正な研究費執行支援による研究支援体制の強化に務めている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

人を対象とする医学系研究については、ヘルシンキ宣言、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 5 年 3 月 27 日一部改正）及び個人情報に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、「森ノ宮医療大学 研究倫理審査部会規程」に基づいて「研究倫理審査部会」を学長諮問機関として設置し、本学研究者に申請による倫理審査を義務付け、本学の研究者や学生が実施する人を対象とする医学系研究が個人の尊厳、人権の尊重、個人情報の保護、利益相反の有無、その他倫理的観点から適正に行われるかどうかを審査し学長へ答申している。「研究倫理審査部会」への申請時の注意点や説明書・同意書・同意撤回書に記載すべき項目例、書式例等について、本学グループウェア(desknet's)上でも全教職員に対して周知している。また、対象になる研究者に対しては、「研究支援センター」または学科等の指示により e ラーニングを活用し、人を対象とする研究に関する倫理教育について 2 年に 1 度の受講を行うよう指導している。

実験動物を使用した研究については、科学的及び動物愛護の観点から適正な実施を図るため、関係省令・ガイドライン、「森ノ宮医療大学 動物実験規程」ならびに「森ノ宮医療大学 動物実験部会規程」に基づき、「動物実験部会」により動物実験の倫理審査を行っている。また、動物実験を行う研究者や学生に対しては、毎年度動物実験教育訓練セミナー受講を義務付け、動物実験の適正な実施について説明を行っている。未受講研究者には動物実験実施を認めない。動物実験に関する透明性を確保するために、動物実験施設運営状況・審査体制等を本学ホームページに公表している。また、学術研究の振興のために尊い命を捧げてくれた実験動物に感謝と哀悼の意を表するため、毎年度実験動物慰霊祭を執り行っている。

遺伝子組換えに関する研究については、関係省令等、「森ノ宮医療大学 遺伝子組換え実験安全管理規程」ならびに「森ノ宮医療大学 遺伝子組換え実験安全部会規程」に則り厳正に運用を行っている。また、学生実習においてはすべての学生に対して実験責任者が教育訓練を行ったことを遺伝子組換え実験安全部会が確認し管理している。

微生物等を用いた研究については、関係省令等、「森ノ宮医療大学 微生物等安全管理規程」ならびに「森ノ宮医療大学 微生物等安全管理部会規程」に則り厳正に運用を行っている。

本学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、公的研究費を適正に管理するため、「森ノ宮医療大学における競争的資金等の取扱いに関する規程」を定め学内外において周知している。ガイドラインでは防止計画推進部署の設置が定められているが、本学では「研究支援センター」の専門部会として「防止計画推進部会」を設置し、コンプライアンス推進責任者をはじめ、内部監査室とも連携して森ノ宮医療大学 研究費不正防止計画の策定・見直し等を行い、本学の研究費不正防止体制の強化に取り組んでいる。また、研究費不正防止計画には、ガイドラインで求められている啓発活動や役員会等での審議を四半期に 1 回行うことを盛り込み実施している。さらに「森ノ宮医療大学 研究費による物品等発注手続き及び検収業務細則」により、本学では物品等の発注については第三者発注を原則としており、事務組織が発注を行うよう研究者に対して徹底している。ただし、内容により事務組織が適切であると認めた場合は、研究者による自己発注を許可する等、第三者による確認を行いつつも柔軟な対応も取っている。

また、外部資金・内部資金を問わず、すべての研究費で購入した物品等については、事務組織による検収を必須としており、検収を行っているかどうかは「研究支援センター」が最終的に確認を行うこととしている。加えて本学では文科省ガイドラインに則り、毎年度 1 回、理事長、学長を含めて本学に所属するすべての教職員を対象として、コンプライアンス研修会を開催している。研修内容は文科省ガイドラインに沿ったオンライン動画を利用し、研究活動における不正使用・不正受給や実例をもとにした解説等によりコンプライアンス遵守に対する意識向上を図っている。また、研究者に対してはこのコンプライアンス研修会が未受講であった場合、翌年度に個人研究費等のすべての内部資金研究費が配分されないことを「森ノ宮医療大学 学内研究費の取扱いに関する規程」に定め、周知徹底している。

文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8

月 26 日 文部科学大臣決定)」に基づき、本学では「森ノ宮医療大学における研究活動上の不正行為に関する規程」により研究活動上の不正行為の防止および不正行為が生じた場合の措置等について定めている。また、「森ノ宮医療大学 研究活動における不正行為に関する特別調査委員会規程」により、研究活動における不正行為が告発されたまたは生じた場合の対応等について定めている。研究活動ガイドラインにおいて定められている研究倫理教育の実施については、本学ではすべての研究者および研究支援センター職員を対象とし、eラーニングプログラムを活用して 2 年に 1 度実施している。コンプライアンス研修会と同様、受講を義務化し、定められた期限までに受講が確認できなかった場合は、規程に則り翌年度に個人研究費等のすべての内部資金研究費が配分されないこととし周知徹底している。大学院生については、研究者と同様 eラーニングプログラムを活用して毎年度受講を義務付けている。一方、学部所属学生や専攻科学生については、正課授業の「基礎ゼミナール」や「卒業研究」、それに準ずる科目において研究倫理の内容を教授し、全学生が受講するようにしている。また、研究費コンプライアンス研修会においても一部研究活動上の不正行為に関する内容を盛り込み、理解を深めてもらえるように努めている。

研究・研究費不正を防止するため、「森ノ宮医療大学 研究活動における不正行為に対する相談・告発に関する取扱い細則」に則り、告発窓口を設置し、学内外に連絡先を公開している。通報者の保護等、ガイドラインに準拠した運用を規程に定め、適切に運営している。

研究倫理の確立と厳正な運用については、関連する規程等を整備し、研究費コンプライアンス研修会および研究倫理教育の受講を義務付けるだけでなく、個人研究費等の内部資金研究費の配分にも影響を与える等、厳格に行っている。また、各種実験プロトコルの倫理審査の実施に関しても専門部会が設置されており、過不足ないシステムが構築されている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

「研究支援センター」では、本学の内部資金研究費の総枠予算である学術研究費を予算申請し管理している。研究者は前年度中に教員活動計画書により、翌年度に予定している教育研究活動の内容とそれに付随する予算を申請する。それに基づいて研究支援センター会議で「学術研究費および個人研究費の配分方針」に則り、個人研究費配分額を公平公正に判断して決定し、学術研究費から配分する。役職に既定された研究費配分ではなく、研究内容により個別に判断する。この制度は本学全体の研究推進を図るために、限りある研究費予算を最大限無駄なく有効的に使用するため、具体性があり実現可能性が高い研究に優先的に配分することを目的として導入している。

また、科学研究費助成事業等外部資金の申請状況により個人研究費予算配分額の上限額にも影響を与え、外部資金獲得の努力を促し、積極的に研究活動を行うよう周知している。そして、個人研究費の予算配分決定後、大学の業績に係るような案件、研究の継続・完遂する上でやむを得ない案件が発生し予算が不足した場合は、個人研究費の追加配分を希望することができ、予測できない案件にも対応できるよう柔軟かつ適正な体制を整備している。なお、個人研究費では購入できないような高額な機器等についても、学術研究費を使用して購入を希望することができ、研究支援センター会議において「学術研究費および個

人研究費の配分方針」に則り、汎用性や外部資金への応募状況、目的や社会的意義等を勘案して購入の可否を決定している。これらは個人研究費の個別配分額を除き、すべて教授会において報告し、透明性の確保に努めている。

科学研究費助成事業を中心とした外部資金獲得支援として、学長奨励研究費（研究基盤構築型・発展的研究体制構築型）を学内で公募している。研究基盤構築型は科学研究費助成事業が不採択であったものの優秀な課題を発掘し、次年度の科学研究費助成事業採択へ繋げることを目的としており、発展的研究体制構築型は効率的なチーム研究体制や学科横断・領域横断的な共同研究による研究活動を支援することを目的として研究費を配分している。本学の令和5(2023)年度科学研究費助成事業採択件数は32件（+延長課題15件）であるが、更なる外部資金研究費への応募や採択、研究活動の推進を目指し、支援を行っている。

限りある研究費予算を最大限無駄なく有効的に使用するため、「研究支援センター」においてすべての次年度活動計画書を公平公正に審査し、具体性があり実現可能性が高い研究に優先的に個人研究費を配分するようにしている。また、科学研究費助成事業の獲得に向け、学長推進研究費による支援等全学的に取り組んでおり、研究活動への資金配分は適正に行っている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

外部資金研究費への応募・獲得について、2023年度は若手研究者および外部資金獲得未経験者の育成と支援を目的として、外部機関に科研費申請書の添削を委託した。その結果、添削を受けた研究者の科研費採択率が37.5%で、それ以外の研究者の採択率の24.7%を上回っていたことから一定の成果があったと考えられる。本学での外部資金を活用した研究活動の活性化のために、今後も外部講師によるセミナーの開催や申請書添削の委託を含めた支援の充実を進める。

また、記述した内容以外にも研究支援内容の立案や、研修会の実施等についても「研究支援センター」が中心となって積極的に行っていく。

【基準4の自己評価】

教学マネジメントの機能性については、学則により学長の位置づけは明確になっており、大学の意思決定及び教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを発揮している。また、副学長の配置や学長室を設置することにより、学長を補佐する体制も充実している。

教授会、管理運営会議、各センターや委員会には、事務職員が必ず配置されており、教職協働による教学マネジメント体制を整え、本学の使命・目的を達成するため、「学校法人森ノ宮医療学園 組織規程」等により、階層的に権限の分散も明確にしている。

教員の採用、昇任、配置については、「森ノ宮医療大学 教員選考規程」を定めており、教員選考委員会にて慎重に検討を行っており、管理運営会議を経て教授会・大学院研究科委員会で決定されている。職員についても人事考課制度等を活用し、適材適所に配置されるよう配慮している。

授業評価については、学生の授業評価に加え、教職員間で相互評価を行う「公開授業（授業見学）」を実施しており、それぞれの評価結果については、自己点検評価・FSD委員会

および大学院自己点検評価・FSD 委員会で検討し、FD 研修等につなげている。また、全教職員に対して、研究費の取扱いやリスクマネジメントをテーマに SD 研修を実施しており、教職協働による教育研究活動が円滑に進むようにしている。

研究支援においては、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正）」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」、関係省令、各種研究関連ガイドライン・指針に準拠した研究機関体制を構築しており、学長推進研究支援事業を中心として様々な方法で支援を行っている。加えて研究倫理教育ならびにコンプライアンス研修会の受講を義務付け、未受講者に対しては、翌年度の個人研究費を配分しないことについて規程化する等厳格に運用し、研究者が適正かつ円滑に研究活動を行えるよう配慮している。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学校法人森ノ宮医療学園（以下「本学園」という。）は、「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人を育成する」という建学の精神に基づき、寄附行為第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、医療に貢献できる優れた人材を育成することを目的とする。」と目的を明確に定めている。また、本学園の精神として「生命への愛と畏敬」を掲げるとともに、基本理念を「人によりそい幸福（しあわせ）を希う学園」と定め、本学ホームページ上にも公表している。

森ノ宮医療大学では、三つのポリシーを定め、建学の精神等の理念を実現するため教育活動の改善を目的にアセスメント・ポリシー（学修成果の評価に関する方針）も策定しており、本学ホームページの「教育方針」に公表している。また、「情報の公表」ページには、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する教育情報の 9 項目や「教職課程に関する情報の公表」として教員の養成の状況に関する情報を掲載し、内外に広く公表している。加えて大学のタグライン（スローガン）として「想いのすべてを、医療の力に。」を策定し、大学案内等や本学ホームページで表記するとともに、大学教職員が送信する E メール署名等にも活用するなど、学内外にも周知している。

学園の基本理念、建学の精神、大学の目的である社会や医療に貢献できる優れた人材の輩出を実現するため、教職員の行動指針を策定し、小冊子「クレド(Credo)」を教職員全員に配付しており、教職員が一丸となって学園の目的に基づき誠実に行動している。

本学園の目的を達成するためには、経営基盤の安定化とさらなる質的向上が不可欠であり、本学園としては、平成25(2013)年度に「学校法人森ノ宮医療学園第一期中期経営計画（平成26(2014)年度～平成30(2018)年度）」を理事会で策定し、実行した。本学園のさらなる進化・発展のため、平成30(2018)年度には「学校法人森ノ宮医療学園第二期中期経営計画（令和元(2019)年度～令和5(2023)年度）」を策定し、これに基づき法人及び大学の適正な運営を行っている。

本学園は、教育基本法等関係法令をはじめ、寄附行為や学則等に従って、教育研究機関として必要な規程、人権や安全等に関連する規程についても整備している。また、全ての教職員には就業規則等の諸規程に基づき業務を遂行し、法令を遵守することを義務付けている。これら諸規程については、法令の改正や運営状況の変化に即応するため、教授会や理事会の開催ごとに常時見直し、改定等の審議をしている。本学園は、監事による本学校法人の業務執行状況及び財産の状況を監査することはもとより、自己点検機能強化や法令遵守の徹底のため、「学校法人森ノ宮医療学園 内部監査規程」を定めており、内部監査室によって、日常の業務監査の充実を図り、内部監査を実施している。また、「学校法

人森ノ宮医療学園 内部通報に関する規程」を定め、内部通報者の保護、内部通報の処理等に関する体制も整えており、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園の寄附行為第16条に「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定されているように理事会が最高意思決定機関として、学校法人の業務等の運営を決定しており、その重要事項の決定に際して予め意見を聴く諮問機関として評議員会を設置している。

理事会は、年に13回の定例理事会および必要に応じて臨時理事会が開催され、その運営は寄附行為および「学校法人森ノ宮医療学園 理事会運営規程」の定めに基づき、適切に実施されている。評議員会においては、予算及び事業計画案のみならず、学園の重要事項の決定にあたり、予め評議員会に報告し意見を求めている。

監事は寄附行為および「学校法人森ノ宮医療学園 監事監査規程」に基づき、この法人の業務の執行ならびに財産の状況を監査するため、毎回理事会に出席している。その中で法人の業務執行状況等については、必要に応じて監事としての意見を表明するなどして、そのつど監査を行っている。また、決算等のデータが出揃った段階において、監事会を開催し、十分な確認を実施した上で監査報告書を作成している。私立学校振興助成法に従い、貸借対照表、収支計算書、財務計算に関する書類については、公認会計士の監査を受け、その監査報告書を添付している。

経営戦略や質保証に関する事項については学校法人森ノ宮医療学園 業務委任規程第2条第2項に定めた会議体として、理事長が招集し、法人本部担当者と常務理事、事務局長、事務局管理職らが構成のメンバーとなる経営・質保証会議を毎月開催している。経営・質保証会議では、理事会で決定した本学園の業務を執行するにあたり、具体的事案の運営方法やその管理を行っている。中期経営計画や本学の事業計画等に係る事項も確認しており、評議員会での諮問を経て、理事会で最終決定している。

本学園は使命・目的の実現への継続的努力の一環として、平成25(2013)年度末に学園全体の目標を「人口減少社会に勝ち残るブランド力『関西トップクラス』の確立」と掲げ、「学校法人森ノ宮医療学園第一期中期経営計画（平成26(2014)年度～平成30(2018)年度）」を策定し、評議員会でもあらかじめ意見を聞き理事会で決定した。

平成30(2018)年度には、基本目標を「人口減少に勝ち残るブランド力“関西トップ”の実現」へ変更するとともに、この中期経営計画の策定に当たっては、各部門・各部署の事業（業務）分野における中長期の環境分析を行った上で、5年後の分野別の方針と目標を立て、具体的な課題についても明確にした。また、教職員からも中長期事業計画の具体策等を募り、各部門、各部署から提出された方針および計画の当初案について各部署と調整を重ね、12の中核施策を盛り込み「学校法人森ノ宮医療学園第二期中期経営計画（令和元(2019)年度～令和5(2023)年度）」（平成31(2019)年3月26日理事会決議）を策定している。

この5か年の中期経営計画を基本として、年度ごとの事業計画を策定するとともに、目標管理の検証や達成度の確認を毎年行い、令和元(2019)年度は中期経営計画と年度ごとの事業計画について、本学グループウェア(desknet's)を用いて全教職員に周知してい

る。

年度ごとには、各部門、各部署の事業計画・予算を策定している。その具体的な運営策定方法としては、各部門、各部署から提出された事業計画の原案について、各部署責任者を交え、大学は理事長、学長、学部長、事務局長、法人担当者らによるヒアリングを実施しており、他部署からの意見等を加味し、経営・質保証会議でも確認し、調整や再設定、細目の更新などを反映し、法人本部で最終の取りまとめを行っている。そして予め評議員会で意見を聴取した上で、理事会で決定をしている。

この事業計画の具体案には、中期経営計画目標の達成状況、本学園を取り巻く社会環境や競合校の動向等の分析と部署の課題を踏まえた年度ごとの基本方針を作成し、それに基づいた事業計画・事業概要を策定しており、事業の進捗状況などについて記載を求めている。

中期経営計画や前年度の事業計画の実施状況については、予算案、事業計画案策定時と同様に法人本部の主導により、翌年度の5月に活動成果報告会を開催し、各部門、各部署担当者からヒアリング等を行っており、年度ごとの事業計画や中期経営計画の目標設定や数値目標の修正についても必要に応じて検討し、大きな計画の変更が生じた際は、評議員会での諮問を経て理事会で決定をしている。

このように、本学園の中期経営計画や事業計画の策定には、全体を統括する視点はもちろんのこと、関連部署間の意見交換と調整を行って審議・検討を加えているほか、計画の履行状況についても進捗管理を徹底しており、PDCAサイクルが確立できる体制を整え、目的実現の継続的努力をしている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、本学は開学時において大阪府の助成を受けて緑化事業を行った実績をもとにその後も寄附金を集めるなどして、大 학교地の中央に位置する「キャナル（運河）」の遊歩道沿いに桜並木の景観を作るための植樹を行うなど、緑化事業に注力している。

また、受動喫煙防止法に基づき、学内だけでなく、周辺地域も含めた全面禁煙を実施し、平成 29(2017) 年度には学内外に「禁煙宣言」を行い、平成 30(2018) 年度入学生から「禁煙誓約書」の提出を義務付け、全面禁煙化を平成 30(2018) 年度以降も継続して実施している。加えて職員の健康の保持増進や障害を防止するため衛生委員会を設け、産業医と連携し対策を講じている。本学学生における保健管理については、「健康管理センター」を主管として、保健管理の計画、環境衛生の維持改善、保健管理のための施設及び設備の整備など保健管理の維持を図っている。

人権への配慮については、本学では全ての人権を尊重し、人権侵害問題の予防、および問題が発生した際に適切な対処を行うことを目的に「森ノ宮医療大学 人権問題委員会規程」を定めて、教授会の諮問機関として人権問題委員会を設置するとともに、全教職員に対して人権問題に関する研修会を開催し啓発活動等を行っている。

また、大学内におけるハラスメントの防止及び排除のための措置、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切な対応や措置に関する事項を定め、本学の教職員及び学生等の就労もしくは就学における環境等を保護するために「学校法人森ノ宮医療学園 ハラスメントの防止等に関する規程」を設ける一方、「教職員のためのソーシャルメディアガイ

ドライン」を作成して共有することにより、教職員一人ひとりに高い倫理観と教職員としての責任ある行動を促している。

法人本部学園総務室において、衛生委員会や人権問題委員会と連携して、教職員の心的要因による休退職の防止のサポートを行っている。加えて令和2(2020)年6月からの「労働施策総合推進法」の施行を踏まえ、ハラスメント相談の外部サービスを令和2(2020)年4月に導入している。

個人情報保護については、平成15(2003)年に「個人情報の保護に関する法律」が制定されたことに伴い、本学園でも「学校法人森ノ宮医療学園 個人情報保護に関する規程」を制定し、学園の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することに努めている。また、同様に平成16(2004)年に「公益通報者保護法」の制定に伴い公益通報に関する規程を設けていたが、令和4(2022)年に「公益通報者保護法の一部を改正する法律」の施行に伴い、本学園においても「学校法人森ノ宮医療学園 内部通報に関する規程」を新設し、内部通報者の保護、内部通報の処理等にあたる体制を整えている。

情報セキュリティについては、「学校法人森ノ宮医療学園 情報機器及び学内情報取扱規程」や「森ノ宮医療大学教職員情報システム利用ガイドライン」に基づいて、教職員が学園内で使用する情報の取得、利用、保管、その他の取り扱いを行う場合の必要事項が定められており、これらを遵守することで情報を取り扱う情報機器も含めて適切に管理されている。

安全への配慮・管理については、本学園において発生する諸事象に伴う危機に、迅速かつ確に対処することを目的として、「学校法人森ノ宮医療学園 危機管理規程」を策定している。このように危機管理体制及び対処方法等を定めることにより、本学園の学生、教職員の安全確保を図るとともに、社会的な責任を果たすために対応している。

本学園における防火及び震災対策の徹底を期し、火災・震災その他の災害による人的、物的被害を低減することを目的に「学校法人森ノ宮医療学園 防災管理規程」を整備、運用しており、本学では「森ノ宮医療大学防災管理マニュアル」を作成しているほか、教職員と学生による自衛消防訓練を毎年実施している。また、本学グループウェア(desknet's)や学生向けポータルサイト「MORIPA」を利用した安否確認訓練を毎年度教職員や学生に対して実施している。

学生については、「森ノ宮医療大学 学生手帳」と連動した汎用アプリを使用して、救急対応マニュアルを配信するほか、主に運動部に属している学生を対象に、「健康管理センター」と学生の公認サークルが共同してAED(救命救急)講習会を実施している。

学生のソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の活用に関しては、「森ノ宮医療大学 学生手帳」に記載しているほか、「学生のためのソーシャルメディアガイドライン」も策定している。災害への備えやハラスメント防止など、キャンパスライフにおける人権や安全への配慮についても「森ノ宮医療大学 学生手帳」に記載しており、必要に応じてデジタルサイネージも活用した学内掲示等を積極的に実施しているほか、オリエンテーション等でも啓発している。

防犯面については、巡回警備を行っているほか、防犯カメラの設置、機械警備の導入を行っており、監視体制の整備、防犯体制の強化を図っている。

また、本学が大阪湾沿岸に位置することから、「森ノ宮医療大学 南海トラフ地震に係る

防災対策規程」を策定しているほか、備蓄倉庫を設置し、学生、教職員の3日分の食事などの備蓄も行っている。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く外的環境が変化している中、私立学校法改正(令和2(2020)年4月施行)により、事業に関する中期的な計画を作成することが義務付けられたが、本学園はそれ以前から、本学園の将来を見据え、5か年の中期経営計画を策定し、実行してきた。しかし、環境の変化は予想以上に加速しており、計画内容の変更や修正ができる体制は予算や活動成果報告会のヒアリング等により、実効性の高い変化対応のための体制構築に注力している。そして、機動的な対応をするべく、短期計画を明確化し可視化することも課題となっており、経営・質保証会議での検討事項についても議論をすすめ、正確な状況把握、情報収集をより精度を高め実施していく。

今後さらに本学園や本学の使命・目的による経営面からのトップダウンや教職員からの事業改善や新事業の提案などのボトムアップと連携できるような組織体制を構築し、危機管理、安全対策のあり方も変化していることから、的確に対応できる組織体制の強化をすすめ、高度な社会的要請に的確に対応できる大学にしていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

「基準項目5-2を満たしている。」

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

私立学校法に基づき、本学園の寄附行為において理事会を最高意思決定機関として位置づけており、寄附行為及び「学校法人森ノ宮医療学園 理事会運営規程」に沿って適正に運営している。

理事会はすべての理事が学校法人の運営に責任を持って参画し、機動的な意思決定ができるよう、通常年13回の定例理事会および必要に応じて臨時理事会を開催しており、令和5(2023)年度は14回開催された。理事会の出席状況は約95%（委任出席を含めると100%）であり、良好な出席状況のもと適切な意思決定が行われている。

理事会を構成する役員については、寄附行為第6条に理事の定数が8人以上14人以下、監事の定数が2人以上4人以下と定めており、第1号理事「森ノ宮医療大学長及び森ノ宮医療学園専門学校長」、第2号理事「評議員のうちから評議員会において選任した者3人以上5人以下」、第3号理事「学識経験者のうち理事会において選任した者3人以上7人以下」となっている。役員の任期は第1号理事を除き4年となっており、現員は第1号理事2人、第2号理事3人、第3号理事5人の計10人の理事で構成されている。理事長は、理事総数の過半数の議決により選任されており、理事長を補佐する体制として常務理事を定め、理事長を補佐し、理事会で決定した学園の業務を執行するにあたり、具体的事案の運営方法やその管理を行っている。

また、令和元(2019)年度から医療機関に所属している2人の外部理事をあらたに迎え、監事とともに役員として外部の有識者を置くことで、理事会の機能強化を図り、大所高所に立った戦略的な体制や運営ができるようにしている。

一方、私立学校法改正（令和2(2020)年4月施行）に伴い、「学校法人森ノ宮医療学園役員服務規程」において、理事長、学長、法人本部長、専門学校副校長らの業務執行理事と外部理事を含めた非業務執行理事を定めている。なお、監事は、公認会計士の資格を持つ1人と弁護士の資格を持つ1人の合計2人で構成しており、理事会、評議員会には毎回両人が出席し、法人の業務の執行状況の監査等を行っており適正に機能している（令和5(2023)年度出席率は100%）。

理事会の諮問機関である評議員会については、評議員の定数は17人以上29人以下と寄附行為第21条に定められており、寄附行為第25条の選任区分に則り、現に在職する理事数の2倍を超える27人の評議員が選任されており、任期は4年となっている。令和元年(2019)年度は5回開催されており、出席状況は約83%（委任出席を含めると100%）と適切に機能している。

また、経営・質保証会議には、新規事業や改善等の提案が寄せられており、その内容を確認した上で、管理運営会議および教授会での審議を経て、最終的に理事会で意思決定をする体制をとっている。

理事、評議員、監事等の構成及び役割は適正であり、理事長職務の権限も寄附行為や「学校法人森ノ宮医療学園 決裁規程」によって、より明確化されている。戦略的な意思決定ができる体制については、大学の管理運営会議や教授会での審議を経て決定されるなど、的確に機能している。

令和2(2020)年4月1日の私立学校法改正に対応し、寄附行為変更を行い、文部科学省から認可を受けて理事会の役員の役割と責任を明確化し、理事会の責務を果たすとともに機能の強化を図っている。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

私立学校法改正（令和2(2020)年4月施行）に伴い、学校法人の責務や役員の職務と責任がより一層明確となり、理事会や評議員の役割と責任も明文化されたことで、役員や評議員の意思決定は社会的責任やその重責を担い、時代に即応した理事会機能の質的向上の必要性を認識している。教育制度改革や高等教育機関を取り巻く社会の変化に対応するため、現場の正確な状況把握、情報収集等を行うことで判断決定の一助として、理事会の意思決定が迅速にできる体制を充実させる。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事会を構成する理事には、学長、校長、法人本部長、専門学校副校長等が選任されており、本学に関する重要事項について意思決定を行っている。評議員会にも、副学長、学部長、大学事務局長、大学学長室長や大学管理職が評議員として選任されており、本学園が理事会において意思決定を行う際、評議員会への諮問事項等があった場合には、評議員としての識見に加え本学の状況を報告し意見を述べている。

また、法人運営ばかりでなく大学の運営に関する意見の聴取や、本学の経営戦略や質保証に関する事項についても確認している経営・質保証会議には、理事長、学長をはじめ常務理事も参加しており、意思決定の円滑化の一助となっている。

学長の意思決定については、教授会や大学院研究科委員会を審議組織および諮問組織としてそれぞれ設置しており、法人の意志決定事項については、管理運営会議、教授会、各委員会、各センターや本学グループウェア(desknet's)を活用して、全教職員に周知し、情報の共有を図っている。

本学の管理運営会議は、「森ノ宮医療大学 管理運営会議規程」に則り、理事長が招集し、議長を務め、理事長のほか、学長、副学長、研究科長、学部長、各学科長、共通教育部門の長、大学事務局長、学長室長、大学事務局各管理職らが出席し、大学の運営および教学に係る全学的な重要事項の検討、調整を行っており、教授会開催の1週前に開催される月1回の定例管理運営会議と臨時管理運営会議によって運営されている。教学に係る重要事項については、教授会や大学院研究科委員会に諮るための事前意見調整会議としても機能している。また、本学の教職協働組織である各センターで検討されている事項については、さらに具体的な審議を実施しており、本学の教学組織と事務組織とのコミュニケーションおよび意見調整を行っている。

教授会は、「森ノ宮医療大学 教授会規程」に則り、学長が招集し、議長を務め、理事長、学長、副学長、教授、准教授、専任講師、事務局長、事務局管理職等の構成員は、定められた事項に関して学長に意見を述べており、月1回の定例教授会と臨時教授会によって運営されている。

教授会で多角的な検討と意見の反映を可能にするため、各委員会において専門事項の検討、意見の調整、諮問、答申が行われており、各学科の懸案事項については、学科会議を随時開催し検討している。また、学部長が主催する学部長懇談会において、学科間の意見調整を各学科長と行い、教務委員会、教授会での審議に備えている。

大学院研究科委員会は、学長、研究科長、大学院担当教員が構成員となっており、理事長や大学事務局長、学部教員及び職員も陪席しており、研究科長が議長となって、大学院の教育研究に関する重要事項を審議し、学長が決定している。

学長のトップダウンとともにボトムアップによる意見のくみ上げにより、教育や事務の現場から新規に起案される大学の重要案件については、各学科会議、各委員会や各センター等で検討され、理事長が招集する管理運営会議での検討や教授会・大学院研究科委員会での審議を経て、理事会で承認される仕組みになっており、意思決定についてのプロセスは明確であり、教授会の構成員に理事長が含まれていることから、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定は円滑化されている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会を構成する10人の理事のうち、大学に所属する教職員5人が理事に選任されており、理事相互の業務チェックのみならず、理事会での業務報告を通じて学園に所属する専門学校や日本語学校、附属診療所等の部門相互のチェックも行っている。また、大阪府の地域医療支援病院や特定機能病院の病院長が寄附行為第7条第3号の学識経験者、外部理事として2人選任されており、本学園の医療に関する専門教育について大所高所からアドバイスやチェックを行っている。

監事については、寄附行為第8条の定めにより、公認会計士と弁護士の2人が選任されており、寄附行為第17条および「学校法人森ノ宮医療学園 監事監査規程」に基づき、この法人の業務ならびに財産の状況を監査するため、理事会、評議員会には監事2人が原則として必ず出席して監事として意見を述べるほか、その運営を監査している。また、決算等確定時には監査報告書を作成するなど、理事会が適正に管理・執行されているか常時確認している。

私立学校振興助成法に従い、貸借対照表、収支計算書等、財務計算に関する書類については、公認会計士の監査報告書を添付している。本学園の監事については、理事長や学長、事務局長や財務担当者から、法人ならびに大学の運営状態や資金状況を直接聞くなどの業務監査あるいは会計監査などを随時行い、結果については理事長に報告している。

一方、諮問機関として位置づけられている評議員会は、理事会で審議する事項のうち寄附行為第23条の諮問事項に加え、事業報告や決算報告についても意見を聴いており、寄附行為第24条の規定では、「この法人の業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を申し述べもしくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」としている。評議員会を構成する評議員については、現員の23人のうち、大学に所属する教職員12人が選任されており、法人と大学とは密接な関係にある。したがって、十分な協議の上に意思決定がなされていると考えられ、相互のチェック体制も十分であり、3月、5月、11月の定例会のほか、必要に応じて臨時に開催され、その責務を果たしている。

以上のように、法人及び大学の管理運営機関の相互チェック体制を整備しているほか、理事会、評議員会、教授会、管理運営会議等により適切に機能している。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

私立学校法改正により、学校法人の責務や役員の職務と責任の明確化がなされたことで、監事も含めた理事会でのチェック機能や評議員会との相互チェックの機能はさらに重要性を増している。本学園は、理事会、評議員会、管理運営会議、教授会等の構成により、法人と大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化の仕組みや相互チェックの機能は整備されているが、今後は経営・質保証会議等を活用することにより、相互の連携強化を図る環境を整えていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

第 2 期中期経営計画において、毎年度期首における現預金残高 20 億円以上と毎年度のキャッシュフロー黒字 3 億円以上を財務目標として、経営資源の集中投資により短期間で質的・量的競争力の強化を図ってきた。

令和 5(2023)年度に、言語聴覚学科新設にともない新校舎を取得した。新校舎建設にかかる借入金調達については、財務シミュレーションをもとに、各年度の収支見通しや運転資金状況を予測し慎重に検討し、市中銀行からの長期借入金 2,500 百万円を利用して 2,356 百万円で取得した。

今後も、引き続き財務基盤の安定を保つために、中期経営計画における財務計画の基本方針をもとに、募集力強化・人員配置の適正化・適切な予算管理の遂行を行い、経営基盤の安定化を図り収支均衡を保持する体制を継続していく。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

事業計画および予算編成は、中期経営計画に基づき、全部署のヒアリングを実施している。ヒアリングの結果を理事長・法人本部で集計・調整のうえ予算編成案を作成し、評議員会、理事会に諮り、事業計画書と収支予算書を作成している。

また、経常収支差額において、各部門単体で過度な支出超過にならないよう一定の基準を設け、適切な予算配分をおこなっている。また、高額な予算外の経費支出については、補正予算を実施している。

このような形で、各部門の事業計画に基づき、予算編成から予算執行が実行されている。

なお、資金運用は、「学校法人森ノ宮医療学園 資産管理運用規程」に従い、原則元本償還が保証されたものに限定している。

表 5-4-1 「事業活収支計算書の推移（学校法人森ノ宮医療学園合計）」

(単位：千円)

	令和 2 年度 (2020 年)	令和 3 年度 (2021 年)	令和 4 年度 (2022 年)	令和 5 年度 (2023 年)
教育事業活動収入	4,060,975	4,580,542	4,851,057	4,818,759
教育事業活動支出	3,916,397	4,109,095	4,516,174	4,849,322
教育活動収支差額	144,577	471,447	334,883	△30,562
教育活動外収支差額	△15,488	△15,057	△16,640	△28,413
経常収支差額	129,129	456,389	318,243	△58,976
特別収支差額	5,719	143,617	22,986	37,464
基本金組入前当年度収支差額	134,849	600,006	341,230	△21,511

表 5-4-2 「事業活収支計算書の推移（森ノ宮医療大学）」

(単位：千円)

	令和 2 年度 (2020 年)	令和 3 年度 (2021 年)	令和 4 年度 (2022 年)	令和 5 年度 (2023 年)
教育事業活動収入	3,390,697	3,824,838	3,949,349	4,046,835
教育事業活動支出	2,895,831	2,990,322	3,268,947	3,533,880
教育活動収支差額	494,865	834,516	680,401	512,955
教育活動外収支差額	0	0	0	0
経常収支差額	494,866	834,516	680,401	512,955
特別収支差額	8,034	153,104	15,132	11,832
基本金組入前当年度収支差額	502,900	987,621	695,534	524,787

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、これまで順調に学生確保がなされてきてはいるが、18歳人口減少の社会的局面や補助金交付要件の厳格化、物価高騰による経費の増加など経営環境が厳しくなる中、安定した収支バランスを確保するため、収入面においては、令和6年(2024)年度入学生より学費の見直しを行い学費収入の増加や、外部資金の獲得にも積極的に取り組んでいる。

支出面においては、令和6(2024)年度開始の言語聴覚学科が完成年度を迎えるまでの期間や、借入金の元本返済が本格的に始まる令和9(2027)年度に向けて、投資・支出の峻別を一層厳格に行い、毎年度期初における現預金残高を年間支出額の1/2程度の20億円以上維持する。

借入金についても、手持流動性資産残高や投資計画を踏まえ、前倒し償還を行い財務の早期健全化を図り、収支均衡の健全な状況を保持することに努める。

また、2025年度以降のキャッシュフロー黒字1億円以上を目標とし、これまで未着手であった施設修繕積立・退職金積立などを特定預金へ積立を行えるよう中長期的な財政基盤の安定化を図る。

5-5. 会計**5-5-① 会計処理の適正な実施****5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施****(1) 5-5 の自己判定**

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**5-5-① 会計処理の適正な実施**

会計については、「学校法人会計基準」や本学園の「学校法人森ノ宮医療学園 経理規程」「学校法人森ノ宮医療学園 経理規程施行細則」「学校法人森ノ宮医療学園 固定資産管理

規程」「学校法人森ノ宮医療学園 物品管理規程」に則り、適正に実施している。

日常の経費執行については稟議申請・経費執行申請「ワークフローシステム」を通じて行い、「学校法人森ノ宮医療学園 決裁規程」および「経費執行の手引き」に基づき、事務手続きが行われる。また、会計処理上の判断が困難な事例については、顧問公認会計士かつ会計事務所担当税理士や外部監査法人に属し本学園を担当する公認会計士等に随時相談し、会計処理の妥当性について回答・指導を受けて対応・処理している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園では、外部監査人による期中監査（令和5(2023)年度8月22日～25日、11月1日～3日、令和6(2024)年3月25日～27日）および決算監査（令和6(2024)年5月16日、17日、23日、24日、29日、30日、6月3日）を受けており、その往査中に、適宜、本学園の監事との意見交換等おこなわれ、機関決定の手続きにおいても、外部監査人により理事会議事録等の確認がされている。

(3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

本学園は、「学校法人会計基準」「学校法人森ノ宮医療学園 経理規程」や「学校法人森ノ宮医療学園 経理規程施行細則」等に準拠して継続して適正な会計処理をおこない、顧問会計士事務所および監事である公認会計士と常に相談できる体制をとり、今後もこの体制を継続し、対応していく。

【基準5の自己評価】

大学の使命・目的を実現するために、大学の設置・運営に関連する法令を遵守し、学内外に教育情報、財務情報、環境保全・人権・安全への取組状況の情報を公表しており、財務や会計は学校法人会計基準等に基づき、適正な会計処理がなされていることから、経営の規律と誠実性は維持されている。理事会は、管理運営会議や経営・質保証会議等と連携がなされていることから、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備しており、適切に機能しているほか、管理運営機関も円滑に機能している。理事・監事・評議員と各会議体の相互チェック体制は整備され、ガバナンス機能およびマネジメント機能は適正に働いている。

法人や大学の運営については、第二期中期経営計画を策定するとともに、定期的に中期経営計画の進捗確認および見直しを行うことにより、大学部門のみならず、法人全体を視野に入れた学生確保や新事業等による安定的な経営向上並びに経常費用削減等の方策を講じ、経営努力を図っている。

財政面については、法人全体の経常収支差額が一時的にマイナスになっており、今後も大学の新学科設置ならびに新校舎建設費等の支出が想定される。一方で大学の財政状況については、単年度収支では安定していることを踏まえ、中期事業計画にある財務見通しを常時検討しながら、法人全体の中長期的な財政基盤の安定化を進めていく。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学園では、「臨床に優れ、かつ豊かな人間性に裏打ちされた医療人を育成する」という建学の精神のもと、教育、研究、臨床を通じて広く社会的・国際的な貢献を果たすことを目的としている。本学では、この目的を達成するために、自己点検・評価の取り組みが重要であることを踏まえ、自主的・自律的な検証や質保証も含めた取り組みを行っている。

大学全体の内部質保証については、教授会および大学院研究科委員会の下部組織として学長が指名した委員長を中心とした自己点検評価・FSD 委員会と大学院自己点検評価・FSD 委員会を設置している。この 2 つの委員会は原則として毎月開催しており、本学の教育及び研究について、恒常的な改善改革を推進する体制を確保するため、各学科や研究科も含め、本学の各センターや事務組織からの情報を集約し、必要に応じ検討を加え、教授会および大学院研究科委員会に報告している。教育目標ならびに教育方針を実現するための重要課題については、学長のガバナンスのもと、管理運営会議や教授会、大学院研究科委員会に上申し、改善改革策等について議論したのち、最終的に学長が決定している。

この 2 つの委員会については、日本高等教育評価機構から公表されている各基準の評価の視点等を参照しながら、自己点検・評価を実施して、定期的に自己点検評価書を作成している。また、大学教職員組織の資質維持・向上を図るため、学内外で実施された研修についても情報を集約しており、関係部署とも連携した FD・SD 研修の企画調整を実施している。

そして学園全体の観点からは、理事長が委任している経営・質保証会議において、学園及び大学全般の経営課題や中長期計画・単年度事業計画の実施状況について統括管理している。この会議には、大学の学長、学部長、事務局管理職らが参加しており、大学の教学も含めた運営や質保証についても関わり、質保証の一翼を担うこととなっている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のより一層の充実と向上のため、経営・質保証会議において、新たな取り組みや企画について、その課題等を審議し、理事長、学長の日常業務の決定の判断材料としている。その中で、具体的な PDCA サイクルの実質化とチェック機能の改善及び中長期計画への反映と単年度事業計画にあたっての課題解決策を提案しつつ、あわせて組織体制の見直しを恒常的に実施する。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、自己点検評価・FSD 委員会において、関係部署と連携し、内部質保証のための自主的かつ自立的な自己点検・評価を行っている。委員会の構成メンバーは、研究科長、学部長、学科長、事務局長、事務局管理職、事務局職員らにより構成され、学長も常時オブザーバーで参加するなど、自己点検・評価の方針に基づき、実効性を高めるなど自己点検・評価活動を行っている。また、FD や SD への取り組みについては、授業評価アンケート、および「公開授業（授業見学）」の評価結果を活用し、FD 研修を実施しているほか、授業評価の特に優秀な本学教員については、学長賞「ベストティーチャー賞」として表彰し、他の教員へも推奨する「公開授業（授業見学）」としている。

自己点検・評価の実施に関しては、各部署が評価項目を分担し、各部署が持っているデータや IR 情報をもとに、自己点検・評価に関する年間事業計画を策定している。年間事業計画については毎月の自己点検評価・FSD 委員会にて進捗報告される。定期的に作成される自己点検評価書については総務課が中心となり、委員会メンバーが分担して原案を作成する。作成された原案は自己点検評価・FSD 委員会に諮られ、出された意見をもとに自己点検評価書最終版を作成し、教授会へ報告される。承認された自己点検評価書については本学ホームページにて学内外に公表し、関係各部署において改善策を実施していく。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学においては、現状の外的環境・内部状況の理解と把握のため、学長室に IR 推進グループを設置し、入学試験データ、GPA および国家試験合格データ等の収集、分析を行っているほか、管理運営会議や教授会において、各学科から、学生動向はもとより、就職の状況、国家試験対策とその結果について報告があり情報共有を図っている。

自己点検・評価の実施に関しては、各部署が評価項目を分担し、IR 推進グループから提供されるデータおよび各部署が持っているデータを参考に、分析を行う。そこで抽出された課題や結果をもとに、自己点検・評価を実施し、学部長、研究科長、事務局長、各学科長、担当管理職等が主体となって、自己点検評価書原案を作成する。原案は自己点検評価・FSD 委員会に諮られ、出された意見をもとに自己点検評価書の最終版を作成し、管理運営会議にて課題や改善案を検討し、教授会、理事会に報告、共有されて関係各部署において改善策を実施している。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、日本高等教育評価機構が示す大学評価基準をもとに機関別認証評価を実施するとともに、自己点検評価書の作成については、自己点検評価・FSD 委員会において実施している。また、学長室広報課や企画課においてデータ収集の確認を行っており、経営・質保証会議において報告するとともに、自己点検評価・FSD 委員会においても更なる情報の共有、分析を行うことにより、より具体的な自己点検・評価を実施し、学内全体における

PDCA サイクル推進体制を確固たるものに作り上げていく。

また、本学においては、日本高等教育評価機構による機関別認証評価に加え、理学療法学科、作業療法学科がそれぞれリハビリテーション学校協会における専門分野別の評価認定審査を受けているほか、看護学の専門分野別評価機関である看護学評価機構による専門分野別の自己点検・評価及び外部評価を受審しており、分野別においてもさらなる内部質保証の確立に努める。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを大学院保健医療学研究科、看護学部、総合リハビリテーション学部、医療技術学部、各学科、および助産学専攻科に定めており、本学ホームページにより学内外に周知し、教職員に共有されている。また、この「3つのポリシー」を基に本学のアセスメント・ポリシーを定め、教育の質保証についても、具体的な評価に資するように整備している。一方で、本学の使命・目的の達成のためには、本学を取り巻く環境の変化に迅速に対応することが必要であり、学長室を中心として各学部、研究科、各学科等と連携してポリシーの見直しを行うとともに、ホームページにおいて学内外への周知を図っている。自己点検評価・FSD 委員会においては、これらのポリシー変更について相互の関連性を確認して検討しており、PDCA サイクルが具体的に機能するよう努めている。

自己点検評価書は、日本高等教育評価機構の評価の視点等を念頭に作成し、教授会にて報告し、関係する学科や事務局において改善実施策の検討を行っている。教学組織の改善策については、管理運営会議で検討され、教授会等で報告されており、事務組織については、管理職による事務連絡会で意見調整を行い、管理運営会議や経営・質保証会議等で検討され、関係各部署において実行されている。改善された課題は次回の自己点検・評価の際に確認され、改善が不十分である場合は、再度見直しを行うことにより、PDCA サイクルの機能性が確保されている。

また、事業計画についても、中期経営計画をもとに年次目標と具体的な事業計画を策定し、各学科、各部署から昨年度の成果報告、年次目標設定報告、進捗報告など理事長、学長、学部長等に対して年 2 回以上報告、説明する機会を設けて実施している。そして、経営・質保証会議においても、事業計画の進捗を確認しており、大学だけでなく学園全体において中期経営計画の意識付け、PDCA サイクルを実施する体制が構築されている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、令和6年度(2024)年度に総合リハビリテーション学部と言語聴覚学科が開設されたことに伴い、各学科や各学部の連携の充実、教職協働の強化を図り、新たなPDCAサイクル体制を構築し、教職員全体による現状把握、課題の共有により、大学全体における教育の質的向上に努めていく。

【基準6の自己評価】

内部質保証のための自己点検・評価体制については、理事長、学長からの指示及び諮問に基づき、自己点検評価・FSD委員会を中心に職務執行の責任体制等が整備されている。経営・質保証会議においては、実際の自己点検・評価実施方法について、各部署から提供されるさまざまなエビデンスデータに基づき、計画のチェック等が適正に行われており、各学科、各部署において改善案を実行されている。それらの結果に関しても管理運営会議、教授会をはじめ理事会に報告されるほか、本学グループウェア(desknet's)などで本学園教職員と共有し、外部に向けては本学ホームページで広く情報公開を行っている。

以上のことから、基準6を満たしていると判断できる。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 特色のある医療人養成教育

A-1. 医療系総合大学の環境を活かした学科横断的多職種連携教育（IPE : Interprofessional education）

A-1-① チーム医療の知識を深めるための教育課程

A-1-② チーム医療を実践するための教育課程

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

近年、医学研究の加速度的発展に伴う各医療領域における専門性の深化、あるいは超高齢社会における「Cure」から「Care」へ、すなわち「治し支える医療」へのパラダイムシフトの観点から、これまで以上に多職種連携によるチーム医療が医療現場で重要視されている。特に治し支える医療への変革においては、患者の「生活の質（QOL）」向上に関わる医療専門職の重要性が特に増しており、チーム医療の知識と実践力を有する医療人の輩出は、医療系大学への社会的ニーズと言える。本学は、社会環境・医療現場の変化に伴うこの社会的ニーズを重視し、また医療系総合大学のアドバンテージを最大限活かした優れた教育プログラムを学生に提供すべく、教育研究目的として「幅広い知識と高度な専門技術を有し、チーム医療の実践に求められる豊かな感性と高い倫理観を備えた専門職医療人を育成する。」を掲げ、多職種連携教育（IPE : Interprofessional education）プログラムを学科横断的に展開している。

同プログラムは、チーム医療の知識を深める科目とチーム医療実践力を醸成する科目から成り立ち、これらを全ての学科カリキュラムに配置している。初年次には「MBS (Morinomiya Basic Seminar)」が配置され、医療者に必要な倫理観、基本的なコミュニケーション手法、各医療職の役割について学ぶ。早期にさまざまな側面から医療に触れることで、チーム医療を学ぶ土台を構築する。全学科合同で講義を受けるほか、異なる学科の学生同士でチームを組み与えられた課題に協力して取り組むことでチーム医療の基礎を教授する。また、本学園の歴史、建学の精神の意味、ディプロマ・ポリシー等についても教授し、医療の歴史及び医療の現在と未来、ひいては医療全般への理解と興味を深めさせることで、医療を学ぶ大学生としてふさわしい「学び方」や「スキル」を養うと共に医療従事者としての意識醸成を図ることを目標としている。また、同じく初年次に開講される「チーム医療見学実習」は、前述の MBS と同じメンバーでチームを組み、学内の各実習室でそれぞれの職種（8 職種）を実際に体験し、チーム医療に欠かせない「多職種理解」を深め、2 年次、3 年次の IPE カリキュラムに繋げていく。

さらに 2 年次には、医療の専門性を発揮し、患者に適切な医療を行うために欠かすことのできない患者・他の医療従事者とのコミュニケーションや連携に必要な知識、技術を教授する「医療コミュニケーション」、多職種の教員が順番に授業を行い、職種の違いにおける症例へのアプローチ方法の違いなどケースカンファレンスの理解を深める「チーム医療論」を配置し、多職種連携の実践力を醸成する 3 年次開講の「IPW 論」への礎とする。

これらチーム医療の知識を深める科目を基礎とし、医療実践力を醸成する科目である

「IPW 論」を積み上げ教育として全学科において「専門職間連携教育（IPW: Interprofessional Work)」を行っている。同科目は最も特色ある教育内容であり、病院における「ケースカンファレンス（症例検討会）」を大学内で模擬的に展開し、実際のチーム医療を体感し実践力を培う、医療系総合大学ならではの特徴を活かした全学科合同授業である。学科混成のグループを編成し、本学の医師である教員が作成した模擬患者症例に関して学生同士がグループディスカッションを行い、チームとしてのケアプログラムを構築する。この科目では、自らが目指す医療専門職の役割と他職種の役割を理解しつつ実際の医療現場さながらの実践的チーム医療展開を体感できるだけでなく、他者の意見を聞き自らの考えを明確に伝えるコミュニケーション力も養うことができ、患者への最善のアプローチ方法を導き出す総合力を身につけることができる。グループディスカッションでは、各学科教員も参加し、様々な医療資格を有する教員からのアドバイスを受けることができるのも大きな魅力となっており、在学生の満足度もきわめて高い科目である。

また、大学院保健医療学研究科修士課程においても保健医療学専攻と看護学専攻の共通科目（必修）である「代替・統合医療特論」や「保健医療研究方法論」、看護学専攻の必修科目である「チーム医療特論」など医師・歯科医師を含めた多種多様な資格を持つ教員がオムニバスで担当する科目を配置しており、精度の高い専門的知識と専門技術、チーム医療で活躍するための幅広い知識と協調性・コミュニケーション能力を備えた高度な医療専門職業人の養成を実践している。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

上記、多職種連携教育（IPE: Interprofessional education）は2020年度入学生カリキュラムから本格的に導入し、運用を開始している。今後は、1年次基礎、2年次に習熟、3年次に実践という段階的教育プログラムを円滑に進めると同時に教育研究目的である「幅広い知識と高度な専門技術を有し、チーム医療の実践に求められる豊かな感性と高い倫理観を備えた専門職医療人を育成する。」を実践するために継続的に授業内容や科目編成について検証を行っていく。

[基準 A の自己評価]

本学では、3学部8学科の医療系総合大学の強みを最大限活し、現在の医療現場で重要視されている多職種連携によるチーム医療を実践できる人材養成のための教育プログラムを学生に提供している。特に学科混成で行われる多職種間で取り組むペーパーペイシェントに対するグループディスカッションにおいては、学生による各医療従事者の立場から活発な議論が行われ、アクティブ・ラーニングによる能動的な学修とチーム医療の重要性を理解できる場となっている。これは複数の医療資格が取得可能な本学の強みを生かした実践的なカリキュラムであると考えており、今後においてもより充実を図りたいと考えている。

また大学院においても医師・歯科医師を含めた多種多様な医療資格を持つ教員が授業を展開することで精度の高い専門的知識と専門技術、チーム医療で活躍するための幅広い知識と協調性・コミュニケーション能力を備えた高度な医療専門職業人の養成を実現している。

基準 B. 地域連携

B-1-① 医療系総合大学の特性を活かした地域貢献活動の推進

B-1-② 教育機関及び医療機関との連携協定による地域貢献に向けた取り組み

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 医療系総合大学の特性を活かした地域貢献活動の推進

【事実の説明】

本学では、大学と地域の橋渡し役となり、これらの地域貢献活動を総合的かつ組織的に遂行することを目的として教職連携部署である「地域連携センター」を設置している。これにより、大学の使命である教育・研究活動による成果を広く社会に還元するということはもとより、地域に根付いた医療系総合大学を目指し、その特性を最大限に活かして、主に本学の所在地である大阪市住之江区の近隣地域への地域貢献活動に注力している。

1) 一般市民を対象とした地域貢献

①市民公開講座

本学では平成 24(2012)年度から、本学と連携協定を締結している病院や企業、大学と連携して「市民公開講座」を開催している。「予防・治療から社会復帰へのケア～最近の進歩～」を共通テーマに、主に高齢者を含む一般市民に向けて、医療現場で活躍する医師や看護師を招いて基調講演を行うほか、本学教員がそれぞれの立場からテーマについての最新の治療法や予防法などをわかりやすく講演している。令和 5(2023)年度は「コロナ禍の振り返り」「話す(安全に)食べる」をテーマに 2 回開催し、各回 150 名前後が参加した。

第 1 回「コロナ禍を振り返り、これからを考える」

日 時：令和 5(2023)年 6 月 29 日(木) 13:00~15:00

場 所：森ノ宮医療大学 東棟 1 階 コスモホール

主 催：森ノ宮医療大学

共 催：咲洲プレ万博

受 講 者：167 名（うち一般市民 51 名）

基調講演：COVID-19 これまでとこれから

忽那 賢志 氏（大阪大学大学院医学系研究科 感染制御学 教授・大阪大学医学部附属病院 感染制御部 教授）

講 演 I：コロナ禍の体験から、今、改めて大切にしたいこと

杉原 多可子 氏（社会医療法人純幸会 関西メディカル病院 看護部 看護部長 認定看護管理者）

講 演 II：COVID-19 対策業務から見えてきたこと～日々の健康管理と人とのつながり～

古川 香奈江 氏（住之江区役所 保健福祉課（地域保健活動）担当係長）

第2回「口から元気になろう！～話す・食べるから健康寿命を『伸ばす』～」

日時：令和5（2023）年10月26日（木）14：00～16：00

場所：森ノ宮医療大学 東棟1階 コスモホール

主催：森ノ宮医療大学

共催：咲洲プレ万博

受講者：148名（うち一般市民39名）

基調講演：「話す」「（安全に）食べる」について考える

中谷 謙（森ノ宮医療大学 総合リハビリテーション学部 言語聴覚学科 学科長/教授就任予定・森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 保健医療学専攻 教授）

講演Ⅰ：おいしく「かむ」を解きほぐす

森谷 正之（森ノ宮医療大学 副学長・森ノ宮医療大学 総合リハビリテーション学部 学部長/教授）

講演Ⅱ：食事をスムーズに行う工夫～障がい者や認知症高齢者を中心に～

松下 太（森ノ宮医療大学 総合リハビリテーション学部 作業療法学科 学科長/教授）

講演Ⅲ：食事は姿勢から！姿勢を正しておいしく食べよう！

堀 竜次（森ノ宮医療大学 総合リハビリテーション学部 理学療法学科 学科長/教授）

2023年度 第1回 通算第30回

市民公開講座

コロナ禍を振り返り、これからを考える

無料

【参加者特典】
森ノ宮医療大学監修の「軽減増ソース」を贈呈！

6月29日（木）
13:00～15:00
(12:30受付開始)

@森ノ宮医療大学 東棟1階コスモホール

基調講演
『COVID-19 これまでとこれから』
大阪大学大学院医学系研究科 感染症制御学 大阪大学医学部附属病院 感染症制御部 忽那 賢志 教授

講演
【講演Ⅰ】『コロナ禍の体験から、今、改めて大切にしたいこと』
社会福祉法人 精華会 関西メデイカル病院 看護部 看護部長 総括看護管理者 杉原 多可子
【講演Ⅱ】『COVID-19対策業務から見えてきたこと～日々の健康管理と人とのつながり～』
作之「医療所 保健衛生課(地域保健活動) 担当係員 古川 遙香

司会
青木 元邦
森ノ宮医療大学 学長

アクセス
〒599-8611
大阪府止之日市豊能1-25-16
http://www.mori-med.ac.jp/ 森ノ宮医療大学
大阪府止之日市豊能コスモの森2-1
会館111 徒歩1分 徒歩時間:約10分

問い合わせ先
森ノ宮医療大学
事務局(総務課/総務企画センター) 担当係員
☎ 06-6616-6911(代)

申込方法 ①または②のいずれかの方法でお申込みください。
①インターネットでお申込み
下記URLもしくはQRコードから申込フォームにアクセスしてください。
申込フォームURL: <https://forms.gle/4CGgDQwDmSEHq1C6>
②FAXでお申込み
森ノ宮医療大学HPから送信ボタンをクリックしてください。
※申込完了のご連絡はいたしませんので予めご了承ください。
※申し込み締切は申込締め切りからご留意ください。

咲洲・あいのもり

2023年度 第2回 通算第31回

市民公開講座

口から元気になろう！ ～話す・食べるから健康寿命を『伸ばす』～

無料

基調講演 「話す」「（安全に）食べる」について考える

森ノ宮医療大学 総合リハビリテーション学部 言語聴覚学科 学科長/教授就任予定・森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 保健医療学専攻 教授
言語聴覚士 中谷 謙

10月26日(木)
14:00～16:00
(13:30受付開始)

場所：森ノ宮医療大学 東棟1Fコスモホール

講演
【講演Ⅰ】おいしく「かむ」を解きほぐす
森ノ宮医療大学 副学長
総合リハビリテーション学部 学部長/教授
歯科医師 森谷 正之
【講演Ⅱ】食事をスムーズに行う工夫～障がい者や認知症高齢者を中心に～
森ノ宮医療大学 総合リハビリテーション学部 作業療法学科 学科長/教授
作業療法士 松下 太
【講演Ⅲ】食事は姿勢から！姿勢を正しておいしく食べよう！
森ノ宮医療大学 総合リハビリテーション学部 理学療法学科 学科長/教授
理学療法士 堀 竜次

司会
青木 元邦
森ノ宮医療大学 学長

今回以ては健康寿命の延伸として、「口（舌）」を第一に考えた。食事・食生活は豊かな人生の基盤に於いて欠かすことができないものです。半年後・木下に卒業する看護学部・保健医療学系の中谷謙は先生は、本学の教育に於いて「口からの健康」についてわかりやすく解説します。いつまでも元気に、楽しい人生の達成を祈ります！

申込方法 ①または②のいずれかの方法でお申込みください。
(1)インターネットでお申込み
下記URLもしくはQRコードから申込フォームにアクセスしてください。
申込フォームURL: <https://forms.gle/zdMgCJNAP429azZq7>
(2)FAXでお申込み
森ノ宮医療大学HPから送信ボタンをクリックしてください。
※申し込み締切は申込締め切りからご留意ください。
※申し込み締切は申込締め切りからご留意ください。

アクセス
〒599-8611
大阪府止之日市豊能1-25-16
http://www.mori-med.ac.jp/ 森ノ宮医療大学
大阪府止之日市豊能コスモの森2-1
会館111 徒歩1分 徒歩時間:約10分

問い合わせ先
森ノ宮医療大学
事務局(総務課/総務企画センター) 担当係員
☎ 06-6616-6911 (代表)

協賛：旭松食品株式会社

各回のアンケート結果ももとに、令和6（2024）年度においては、4月27日に「ロコモ

ティブシンドロームに対する最新のアプローチ～リハビリテーションから再生医療まで～」、10月29日に「知っておきたい大腸がんのこと」をテーマに開催を予定している。

②NPO 法人 大阪区民カレッジにおける講演

NPO 法人 大阪区民カレッジからの依頼により、住之江・住吉校の講義を本学教員が担当した。大阪区民カレッジは、シニア世代の方を対象とした市民大学講座であり、地域の学びや体験を通して地元の魅力を再発見し、地域愛の熟成を図るとともに、地域参加の手法を学び、新たなまちづくりの担い手になることを目指して、様々な講座を開講している。

大阪区民カレッジ住之江・住吉校 市民大学講座

テーマ：エイジレス健康講座「話す、聴く、安全に飲み込むについて考えてみましょう」

日 時：6月13日

講 師：中谷 謙（森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 教授）

③東大阪市立男女共同参画センター主催 女性応援セミナー

東大阪市立男女共同参画センター主催の女性応援セミナーを本学教員が担当した。

東大阪市立男女共同参画センター主催 女性応援セミナー

テーマ：助産師さんに聞く、上手につきあう更年期

日 時：6月17日

講 師：中西伸子（森ノ宮医療大学 助産学専攻科 教授）



④連携協定を締結している企業がホストを務める国際学会への会場提供

本学と連携協定を締結しており、本学と同じ咲洲エリアに所在しているミズノ株式会社がホストを務める国際学会 International Society of Biomechanics の分科会である Footwear Biomechanics Symposium (FBS) が7月26日～28日に開催され、本学は会場提供を行った。

⑤大阪歯科万博 2023 における講演

咲洲プレ万博の一環として「歯科医療の進歩と未来」をテーマに掲げ、日本の歯科医療技術とテクノロジーの融合による最先端の歯科を紹介する目的で開催された「大阪歯科万博 2023」において、本学教員が講演を行った。

大阪歯科万博 2023

テーマ：話す、食べるについて考えてみましょう

日時：8月4日～6日

講師：中谷 謙（森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 教授）

⑥第5回・第6回サキシマベイエリアクリーンアップ大作戦！への参加

「サキシマベイエリアクリーンアップ大作戦！」は、コスモスクエア地区のまちづくりを推進するコスモスクエア開発協議会の主催で、日本財団と環境省が共同で行う「春・秋の海ごみゼロウィーク 2023」の趣旨に賛同して実施され、本学学生と職員その他、咲洲地区の企業など総勢140名が参加し、100kgものごみを拾うことができた。

第5回サキシマベイエリアクリーンアップ大作戦！

日時：6月7日

参加者：臨床工学科学学生3名（大学公認のSNSクラブの学生）

全体として総勢57名、49.2kgのごみを回収

第6回サキシマベイエリアクリーンアップ大作戦！

日時：9月20日

参加者：臨床工学科学学生2名・職員

全体として総勢83名参加、51kgのごみを回収



2) 子育て支援を目的とした地域貢献

本学では、「森ノ宮医療大学 地域子育て支援もりもりひろば」と題して、近隣在住の乳幼児とその家族を対象に、育児に役立つ情報提供や健康教育、家族同士の交流促進等を目的とした子育て家族支援プロジェクトを毎月1回開催している。本学の看護学科の教員が中心となって運営しており、子育て支援にとどまらず、家族ヘルスプロモーション支援として、母親の身体的・精神的健康への啓発にも取り組んでいる。



3) 高齢者を対象とした地域貢献

①ほほえみクラブ

本学では、平成27(2015)年度から「ほほえみクラブ」と題して、地域の高齢者を対象に、介護予防教室を毎月1回開催している。本学の看護学科の教員が中心となって運営しており、認知症の予防につながる「スリーA」ゲームや、認知機能テスト等を実施している。また、看護学科のみならず、鍼灸学科や理学療法学科、作業療法学科等、他学科の協力のもと、各学科の特性を活かした健康教育等も実践している。



②もりもり健康長寿サロン

本学が所在する大阪市住之江区南港ポートタウンの太陽のまち地域において、地域の高齢者支援を目的に「もりもりまちの保健室」を令和元(2019)年より開始した。看護学科・理学療法学科・作業療法学科の教員と学生が中心となり、血圧・握力等の測定や健康相談などを行っていた。これらは太陽の町独自の喫茶室イベントの中で開催していたが、令和5(2023)年7月より「もりもり健康長寿サロン」として本学独自の取り組みとして行うこととし、さらに令和6(2024)年度からは、これまでの看護学科・理学療法学科・作業療法学科の3学科体制から、全学科での取り組みとして実施することとしている。



4) 子どもを対象とした地域貢献

①第11回 咲洲こども EXPO

平成26(2014)年から、大学近郊のアジア太平洋トレードセンター(ATC)にて開催の「咲洲こども EXPO」に協力している。令和5(2023)年度は例年のATCと大阪府咲洲庁舎1Fだけではなく、本学やミズノ本社、西尾レントオール咲洲R&D国際交流センター、相愛大学も会場となり、咲洲全体での大きなイベントとなった。今回は「Think SDGs 笑顔がつながる、未来をつくる」がテーマとなっており、本学でもSDGsにつながる内容での出展を行い、ATC会場だけでも2日間で55,000人以上の方が来場され、大盛況のうちに幕を閉じた。

本学出展内容

- ・お楽しみ実験 SHOW!

実施者：臨床工学科教員・学生

内容：電流と磁石の関係を学ぶ工作や、静電気のおもちゃなど楽しみながら科学を学べるブースを出展

- ・本学学生・教職員による寄付で集まった無料の本のフリーマーケット

- ・大学祭模擬店でのエコトレイを使用した飲食の提供



②地域の子どもたちへのグリーンスクエアの開放

本学は夏休み期間中に近隣の子どもたちにグリーンスクエアの自由開放を行っている。近年、子どもの遊び場所が減少していることが社会問題となっていることから、身体を動かす機会を提供できるようにしている。

③セレッソ大阪スポーツクラブ×森ノ宮医療大学「サッカークリニック」

セレッソ大阪スポーツクラブと連携し、年中～小学6年生を対象として、セレッソ大阪のサッカースクールコーチから直接指導を受けられるサッカークリニックを開催した。

森ノ宮医療大学 presents サッカークリニック

日 時：9月9日

参加者：第1部 年中～小学2年生対象

第2部 小学3～6年生対象

【自己評価】

本学は、市民公開講座やシンポジウムの開催、講師派遣、施設開放等により、本学が有する物的・人的資源を社会に対して開放し、地域社会への貢献を果たしている。

B-1-② 教育機関及び医療機関との連携協定による地域貢献に向けた取り組み

【事実の説明】

本学では、大学をはじめとした教育機関や、病院や医療センター等の医療機関と連携協定を締結し、以下のような地域貢献活動を行っている。

1) 教育機関との連携協定による地域貢献

本学は、チュニジアのチュニスエルマナール大学やチュニスエルマナール大学附属医療技術高等学院、オーストラリアのカーティン大学、カナダのマキュワン大学、韓国の三育大学等、海外の大学と連携協定を締結している。特にチュニスエルマナール大学および附属医療技術高等学院に対しては、本学の臨床工学科教員が訪問し、訪問先の学生に対して臨床工学分野における講義や実習等を行った。また、国内では同じ咲洲地区に位置する相

愛大学と連携協定を締結している。大学間での学生交流、教職員間の学術交流、共同研究等を通じて、豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療の実践に求められる幅広い知識・高度な専門技術・コミュニケーション能力を有する専門職医療人の育成に取り組んでいる。

こうした医療人の育成と教育研究活動を連携して行うことで、医学と医療の発展に寄与し、地域及び社会に広く貢献している。

2) 医療機関との連携協定による地域貢献

本学は、大阪急性期・総合医療センター、大阪国際がんセンター等の様々な医療機関と連携協定を結んでいる。医療機関と協定を締結することで、相互の密接な協力・連携・人材交流により、高度な医療・医療研究を共有し、保健医療・看護・健康増進・福祉等にかかわる地域の課題に積極的に取り組んでいる。また、広く地域社会に貢献するため、医療機関との共催事業としてシンポジウムや市民公開講座を開催している。

【自己評価】

本学は病院等医療施設との相互連携協定の締結や他大学との連携を通して、本学の教育研究上における社会連携を構築している。また、大阪府、大阪市、住之江区等の社会貢献事業に協力し連携事業に参画することで、地域社会との密な協力関係を構築している。

(3) B-1の改善・向上方策（将来計画）

大阪市の咲洲地区に立地する医療系総合大学として地域貢献を推進し、社会に評価される大学を目指すために、本学の有する物的・人的資源を広く社会に提供する努力は今後も継続していく必要がある。地域・社会に開かれた大学をめざし、「地域連携センター」を中心として、教職員・学生が協働して医療系総合大学の特性を活かした活動、情報発信をより推進していく。また、医療・教育機関と密接に協力・連携することで、地域社会貢献に積極的に取り組んでいく。

【基準Bの自己評価】

本学は物的・人的資源を社会に対して積極的に開放することで、医療系総合大学の特性を活かした地域社会貢献活動を積極的に推進している。また、地域社会との連携においては、病院等医療施設との相互連携協定の締結や他大学との連携により教育研究上の社会連携を構築し、さらには大阪府市や住之江区等が実施する社会貢献事業への参画を通して、地域社会との密な協力関係を構築している。

V. 特記事項
なし。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	大学学則第 1 条で目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	大学学則第 4 条及び寄付行為第 4 条で設置する学部を定めている。	1-2
第 87 条	○	大学学則第 9 条で修業年限を定めている。	3-1
第 88 条	○	大学学則第 19 条で編入学、転入学、再入学の修業年限等を定めている。	3-1
第 89 条	—	早期卒業の特例を認めていないため、該当なし。	3-1
第 90 条	○	大学学則第 12 条で入学資格を定めている。	2-1
第 92 条	○	大学学則第 40 条で教職員組織について定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	大学学則第 43 条で教授会の設置について定めている。	4-1
第 104 条	○	大学学則第 35 条で学位の授与について定めている。	3-1
第 105 条	○	大学に履修証明プログラムに関する規程を定め、修了者には履修証明書を交付している。(2025年度から廃止)	3-1
第 108 条	—	短期大学を設置していないため、該当なし。	2-1
第 109 条	○	大学学則第 2 条で自己点検・評価及び第三者評価について定めている。	6-2
第 113 条	○	大学学則第 3 条及び情報の公開及び開示に関する規定で教育研究活動の状況の公開を定めており、大学ホームページで公表している。	3-2
第 114 条	○	大学学則第 40 条で事務職員及び技術職員について定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	大学学則第 16 条で高等専門学校卒業者の編入学について定めている。	2-1
第 132 条	○	大学学則第 16 条で専修学校専門課程修了者の編入学について定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	大学学則第 1 章第 6、7、8、9 条で修業年限、学年、学期及び休業日、同第 4 条に部科及び課程の組織、同第 7 章で教育課程及び授業日時数、同第 9 章で学習の評価及び課程修了の認定、同第 4 条第 2 項及び同第 11 章で収容定員及び職員組織、同第 6、8、9 章で	3-1 3-2

森ノ宮医療大学

		入学、退学、転学、休学及び卒業、同第 13 章第 45 条で授業料、入学料その他の費用徴収、同第 14 章で賞罰について定めている。 本条 9 号については寄宿舎の設置がないため、該当なし。	
第 24 条	○	学校教育法で定める学齢児童は在籍しないが、学籍、成績等については、適正に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	大学学則第 48 条で懲戒について定めている。	4-1
第 28 条	○	各管轄部署において表簿を作成し、学園の文書取扱規程に基づき管理している。	3-2
第 143 条	○	代議員会は置かないが、教授会規程第 9 条において専門委員会を置くことができると定めている。	4-1
第 146 条	○	大学学則第 28 条及び大学院学則第 2 条で既修得単の認定について明記している。	3-1
第 147 条	—	早期卒業を認めていないため、該当なし。	3-1
第 148 条	—	特別の専門事項を教授研究する学部及び夜間において授業を行う学部を設置していないため、該当なし。	3-1
第 149 条	—	早期卒業を認めていないため、該当なし。	3-1
第 150 条	○	大学学則 12 条で高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者について定めている。	2-1
第 151 条	—	飛び入学制度を認めていないため、該当なし。	2-1
第 152 条	—	飛び入学制度を認めていないため、該当なし。	2-1
第 153 条	—	飛び入学制度を認めていないため、該当なし。	2-1
第 154 条	—	飛び入学制度を認めていないため、該当なし。	2-1
第 161 条	○	大学学則第 16 条で短期大学卒業者の大学編入学について定めている。	2-1
第 162 条	—	外国の大学等の課程に在籍した者の転学を認めていないため、該当なし。	2-1
第 163 条	○	大学学則第 6 条で学年の始期及び終期を定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	学生の求めに応じて、成績証明書を発行している。	3-1
第 164 条	○	大学に履修証明プログラムに関する規程を定め、設置・運用している。(2025 年度から廃止)	3-1
第 165 条の 2	○	大学学則第 9 章で卒業の認定、第 7 章で教育課程の編成・実施、第 6 章で入学者の受け入れについて定め、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの 3 つのポリシーを策定し、大学ホームページで公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	大学学則第 2 条及び自己点検評価・FSD 委員会規程で自己点検・評価、第三者評価について定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の情報の公開は、学校法人森ノ宮医療学園 情報の	1-2

森ノ宮医療大学

		公開及び開示に関する規定に定め、本学ホームページで行っている。	2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	大学は学則第 34 条第 2 項で卒業証書授与について定め、大学院は大学院学則第 31 条で学位の授与について定めている。	3-1
第 178 条	○	大学学則第 16 条第 2 項で高等専門学校卒業者の編入学について定めている。	2-1
第 186 条	○	大学学則第 16 条第 3 項で専修学校専門課程修了者の編入学について定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を満たすことはもとより、自己点検等を通じて教育・研究水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	大学学則第 1 条、第 4 条の 2 及び第 4 条の 3 で学部及び学科の目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	大学学則第 14 条、入学者選抜規程及び入学者選抜に関する細則で入学者選抜について定めている。	2-1
第 3 条	○	大学学則第 4 条で学部について定めている。	1-2
第 4 条	○	大学学則第 4 条で学科について定めている。	1-2
第 5 条	—	学科に代わる課程を設置していないため、該当なし。	1-2
第 6 条	—	学部以外の基本組織を設置していないため、該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	本学の教育研究上の目的を達成するため、各種会議、センター及び委員会において教員と事務職員が構成員として参画しており、教職協働体制を構築することで、各学部・学科における教育研究活動の運営や学生支援について責任体制を明確にして組織編制を行っている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4 -3
第 8 条	○	授業科目担当者は適切に配置している。	3-2 4-2
第 9 条	—	授業を担当しない教員を置いていないため、該当なし。	3-2 4-2
第 10 条	○	大学設置基準が定める専任教員及び教授の必要人数を満たしている。	3-2

森ノ宮医療大学

(旧第 13 条)		る。	4-2
第 11 条	○	大学学則第 22 条及び自己点検評価・FSD 委員会規程で教育内容の改善のための組織的な研修について定めている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	学長選考規程第 4 条で学長の資格を定めている。	4-1
第 13 条	○	教員等選考規程第 3 条で教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第 14 条	○	教員等選考規程第 4 条で准教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	教員等選考規程第 5 条で講師の資格を定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	教員等選考規程第 6 条で助教の資格を定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	教員等選考規程第 7 条で助手の資格を定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	大学学則第 4 条第 3 項で収容定員について定めている。	2-1
第 19 条	○	学科ごとに定めたカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目を設定していないため、該当なし。	3-2
第 20 条	○	大学学則第 20 条で定めている。	3-2
第 21 条	○	大学学則第 23 条で各授業科目の単位数を定めている。	3-1
第 22 条	○	大学学則第 24 条で 1 年間の授業期間を定めている。	3-2
第 23 条	○	大学学則第 7 条で定めた期間に基づき、各授業科目は原則として各学期 15 週を確保している。	3-2
第 24 条	○	教育効果に鑑みた適切なクラスサイズを確保している。	2-5
第 25 条	○	大学学則第 21 条で授業の方法について定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	全ての授業科目についてシラバスを作成し、各授業計画及び成績評価基準等を記載し、学内ポータルサイトにて公開している。	3-1
第 26 条	—	昼夜開講制度を置いていないため、該当なし。	3-2
第 27 条	○	大学学則第 25 条で単位の授与について定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	大学教務規程第 7 条第 3 項で定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目を設定していないため、該当なし。	3-1
第 28 条	○	大学学則第 28 条で他の大学等における授業科目の履修等について定めている。	3-1
第 29 条	○	大学学則第 28 条で大学以外の教育施設等における学修について定めている。	3-1

森ノ宮医療大学

第 30 条	○	大学学則第 28 条で入学前の既習得単位等の認定について定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	長期にわたる教育課程の履修を認めていないため、該当なし。	3-2
第 31 条	○	大学学則第 36 条及び科目等履修制度規程で科目等履修生について定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	大学学則第 34 条で卒業の要件を定めている。	3-1
第 33 条	—	授業時間制を設置していないため、該当なし。	3-1
第 34 条	○	校地は教育にふさわしい環境を持ち、校舎敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	教育又は厚生補導に必要な運動施設、体育館、トレーニングルームを設けている。	2-5
第 36 条	○	教育研究に必要な校舎、施設を有している。	2-5
第 37 条	○	校地面積は基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	教育研究上必要な資料及び図書館を有している。	2-5
第 39 条	—	本条に定められる学部又は学科の設置がないため、該当なし。	2-5
第 39 条の 2	—	本条に定められる学部又は学科の設置がないため、該当なし。	2-5
第 40 条	○	教育研究に必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	本学の校地は隣接しているため、該当なし。	2-5
第 40 条の 3	○	毎年度、教育研究費の予算化及び執行等を行い、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	—	学部等連携課程実施基本組織を置いていないため、該当なし。	3-2
第 42 条	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	1-2
第 42 条の 2	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	2-1
第 42 条の 3	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	4-2
第 42 条の 4	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	3-2
第 42 条の 5	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	4-1
第 42 条の 6	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	3-2
第 42 条の 7	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	2-5
第 42 条の 8	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	3-1
第 42 条の 9	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	3-1
第 42 条の 10	—	専門職学科を設置していないため、該当なし。	2-5
第 43 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当なし。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当なし。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当なし。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当なし。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当なし。	2-5

森ノ宮医療大学

第 48 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当なし。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当なし。	2-5
第 49 条の 2	—	工学系学部を設置していないため、該当なし。	3-2
第 49 条の 3	—	工学系学部を設置していないため、該当なし。	4-2
第 49 条の 4	—	工学系学部を設置していないため、該当なし。	4-2
第 58 条	—	外国に組織を設けていないため、該当なし。	1-2
第 59 条	—	学校教育法 103 条で定める大学ではないため、該当なし。	2-5
第 61 条	—	段階的整備の予定がないため、該当なし。	2-5
			3-2
			4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	大学学則第 34 条及び第 35 条で学士の学位授与の要件を定めている。	3-1
第 10 条	○	大学学則第 35 条及び学位規程第 2 条で学位授与における適切な専攻分野の名称を定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を置いていないため、該当なし。	3-1
第 13 条	○	学位規程第 5 条で論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関して定め、必要事項は文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	法令に基づき、運営基盤の強化を図るとともに、教育の質の向上及び運営の透明性の確保を図るよう努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	法令を遵守し、理事、監事、評議員、職員その他の関係者に対し特別の利益供与を行っていない。	5-1
第 33 条の 2	○	情報の公開及び開示に関する規程第 4 条で寄附行為の備置き及び閲覧について定めている。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 6 条で役員について定めている。	5-2
			5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為、監事監査規程及び役員服務規定で学校法人と役員との関係について定めている。	5-2
			5-3
第 36 条	○	寄附行為第 18 条で理事会について定めている。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 13 条で理事長の職務、第 14 条で常務理事の職務、第 16 条で理事長職務の代理等、第 17 条で監事の職務について定めている。	5-2
			5-3

森ノ宮医療大学

第 38 条	○	寄附行為第 7、8、9 条で役員を選任について定めている。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 8 条で役員の兼職禁止について定めている。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 11 条で役員の補充について定めている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 21 条で評議員会について定めている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 23 条で諮問事項について定めている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 24 条で評議員会の意見具申等について定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 25 条で評議員の選任について定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 17 条の 2 及び役員服務規程第 10 条で役員の学校法人に対する損害賠償責任について定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員第三者に対する損害賠償責任については、森ノ宮医療大学ガバナンスコードで明文化している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の連帯責任については、森ノ宮医療大学ガバナンスコードで明文化している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	一般社団・財団法人法の規定に従っている。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 46 条で寄附行為の変更について定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 35 条で予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画について定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 37 条第 2 項で評議員会に対する決算等の報告について定めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 38 条で財産目録等の備付及び閲覧について定めている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 40 条及び役員報酬等に関する規程で定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 42 条で会計年度について定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 39 条で情報の公開について定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条で大学院の目的を定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 3 条で研究科を置くことを定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 12 条で入学資格を定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 12 条で入学資格を定めている。	2-1

森ノ宮医療大学

第 156 条	○	大学院学則第 12 条で入学資格を定めている。	2-1
第 157 条	—	飛び入学制度を認めていないため、該当なし。	2-1
第 158 条	—	飛び入学制度を認めていないため、該当なし。	2-1
第 159 条	—	飛び入学制度を認めていないため、該当なし。	2-1
第 160 条	—	飛び入学制度を認めていないため、該当なし。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準を満たすことはもとより、自己点検等を通じて教育・研究水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 1 条で研究科の目的、同第 8 条に専攻の目的を定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 14 条及び大学院入学者選抜規程で入学者の選抜について定めている。	2-1
第 2 条	○	大学院学則第 3 条で修士課程及び博士課程について定めている。	1-2
第 2 条の 2	—	専ら夜間において教育を行う修士課程及び博士課程を置いていないため、該当なし。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 5 条及び第 8 条で修士課程について定めている。	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 6 条及び第 8 条で博士課程について定めている。	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 3 条で研究科について定めている。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 4 条で専攻について定めている。	1-2
第 7 条	○	学部に基礎を置き、適切に連携している。	1-2
第 7 条の 2	—	共同教育課程を編成していないため、該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置いていないため、該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	大学院の教育研究上の目的を達成するため、各種会議、センター及び委員会において教員と事務職員が構成員として参画しており、教職協働体制を構築することで、研究科における教育研究活動の運営や学生支援について責任体制を明確にして組織編制を行っている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条	○	大学院教員選考規程第 2、3、4 及び 5 条で教員の資格について定めている。	3-2 4-2
第 9 条の 3	○	大学院自己点検評価・FSD 委員会規程で教育内容の改善のための組	3-2

森ノ宮医療大学

		織的な研修について定めている。	3-3 4-2 4-3
第 10 条	○	大学院学則第 7 条で収容定員を定めている。	2-1
第 11 条	○	大学院のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの 3 つのポリシーを策定し、これに沿って教育課程を編成している。	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 22 条で授業及び研究指導について定めている。	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院学則第 23 条で定めている研究指導教員を中心に研究指導を実施している。	2-2 3-2
第 14 条	○	大学院学則第 10 条第 2 項で教育方法の特例について定めている。	3-2
第 14 条の 2	○	全ての授業科目についてシラバスを作成し、各授業計画及び成績評価基準等を記載し、学内ポータルサイトにて公開している。	3-1
第 15 条	○	大学院学則第 24 条で大学院の各授業科目の単位、同第 9 条及び第 10 条で授業日数、同第 9 条で授業期間、同第 7 条で授業を行う学生数、同第 26 条及び第 28 条で授業の方法及び単位修得の認定、同第 27 条で他の大学院における授業科目の履修等、同第 20 条で入学前の既修得単位等の認定、同第 38 条で科目等履修生等について定めている。 長期にわたる教育課程の履修及び連携開設科目は設定していないため、該当なし。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 25 条第 1 項及び第 2 項で修士課程の修了要件を定めている。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 25 条第 3 項で博士課程の修了要件を定めている。	3-1
第 19 条	○	教育研究上必要となる講義室、研究室、実験室等を備えている。	2-5
第 20 条	○	教育研究上必要となる機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 21 条	○	附属図書館に教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えている。	2-5
第 22 条	○	大学院関連施設を学内に配置しているが、教育研究上支障を生じない範囲で学部の施設及び設備を共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	本学の校地は隣接しているため、該当なし。	2-5
第 22 条の 3	○	毎年度、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 23 条	—	独立大学院を設置していないため、該当なし。	1-1 1-2
第 24 条	—	独立大学院を設置していないため、該当なし。	2-5
第 25 条	—	通信教育を行う課程を置いていないため、該当なし。	3-2

森ノ宮医療大学

第 26 条	—	通信教育を行い得る専攻分野を置いていないため、該当なし。	3-2
第 27 条	—	通信教育を行う課程を置いていないため、該当なし。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育を行う課程を置いていないため、該当なし。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育を行う課程を置いていないため、該当なし。	2-5
第 30 条	—	通信教育を行う課程を置いていないため、該当なし。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等連携課程実施基本組織を置いていないため、該当なし。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当なし。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当なし。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当なし。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当なし。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科を置いていないため、該当なし。	3-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科を置いていないため、該当なし。	4-2
第 42 条	○	ティーチング・アシスタント制度により、学識を教授するために必要な能力を培うための機会を設けている。	2-3
第 43 条	○	経済的負担軽減のための措置について、募集要項、HP、学生手帳等で周知している。	2-4
第 45 条	—	外国に大学院を設置していないため、該当なし。	1-2
第 46 条	—	段階的整備の予定がないため、該当なし。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2

森ノ宮医療大学

第6条の2			3-2
第6条の3			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2 3-2
第9条			2-2 3-2
第10条			3-1
第11条			3-2
第12条			3-1
第13条			3-1
第14条			3-1
第15条			3-1
第16条			3-1
第17条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条			1-2 3-1 3-2
第19条			2-1
第20条			2-1
第21条			3-1
第22条			3-1
第23条			3-1
第24条			3-1
第25条			3-1
第26条			1-2 3-1 3-2
第27条			3-1
第28条			3-1
第29条			3-1
第30条			3-1
第31条			3-2
第32条			3-2

森ノ宮医療大学

第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則 31 条で修士の学位授与の要件について定めている。	3-1
第 4 条	○	大学院学則 31 条で博士の学位授与の要件について定めている。	3-1
第 5 条	○	大学院学則 29 条、大学院学位審査（修士課程・博士前期課程）に関する細則第 4 条及び大学院学位審査（博士後期課程）に関する細則第 5 条で学位の授与に係る審査への協力について定めている。	3-1
第 12 条	○	博士号取得者の文科大臣への報告については 2024 年度当初までは未報告であった。2024 年 7 月に文科大臣に遡及して報告済み。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

森ノ宮医療大学

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。